

現時点でのイメージであり今後の  
検討により変わり得る点に留意

# BIM図面審査制度説明会

---

2025年7月10日（木）

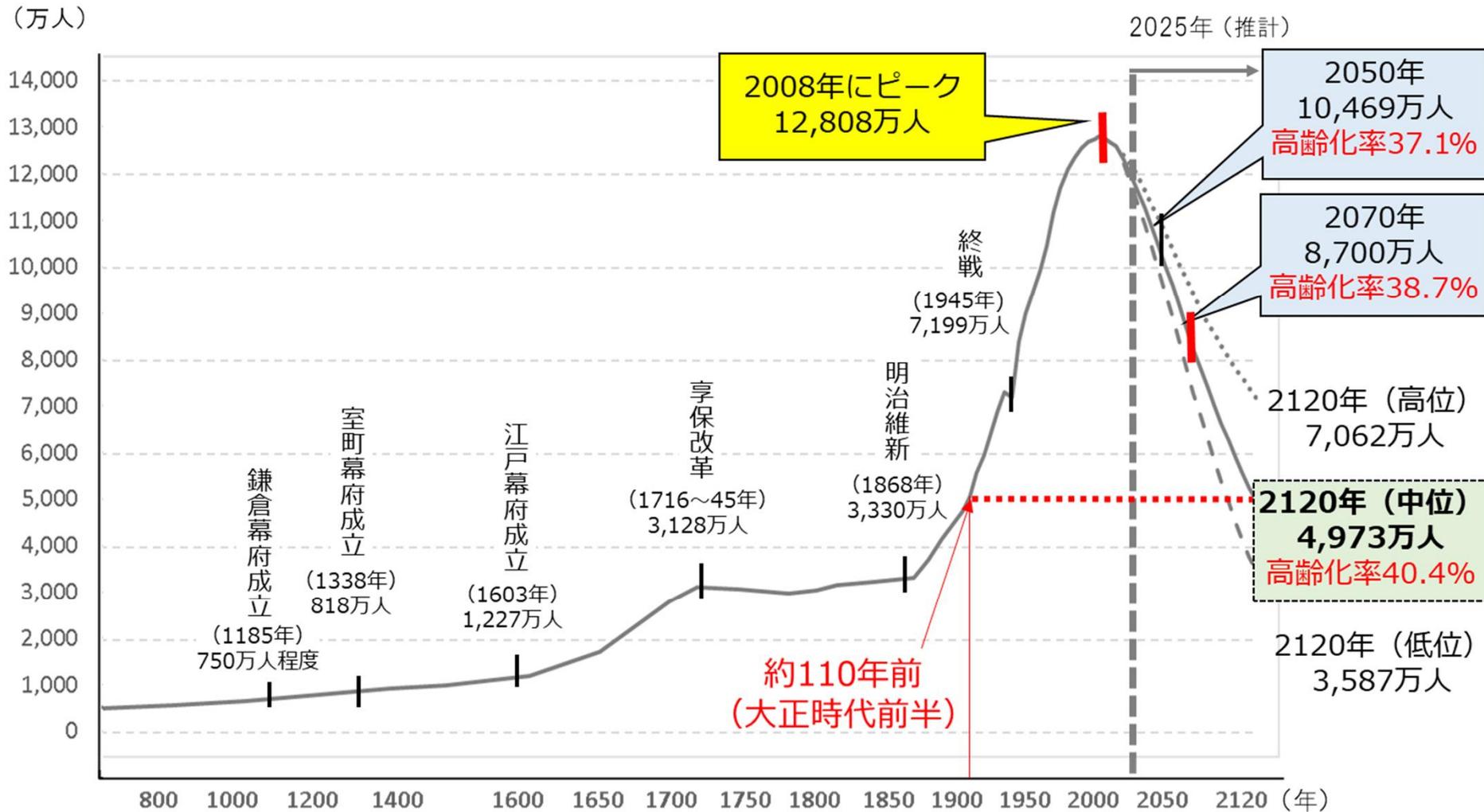
- 背景
- BIMによる建築確認とBIM活用の目指す姿
- BIM図面審査の概要
- BIM図面審査における申請・審査の流れ
  - BIMデータ等の作成
  - 申請・審査の手順
- BIM図面審査の申請・審査環境の準備
- BIM図面審査関係のツールなど
- 今後のスケジュール

# 背景

---

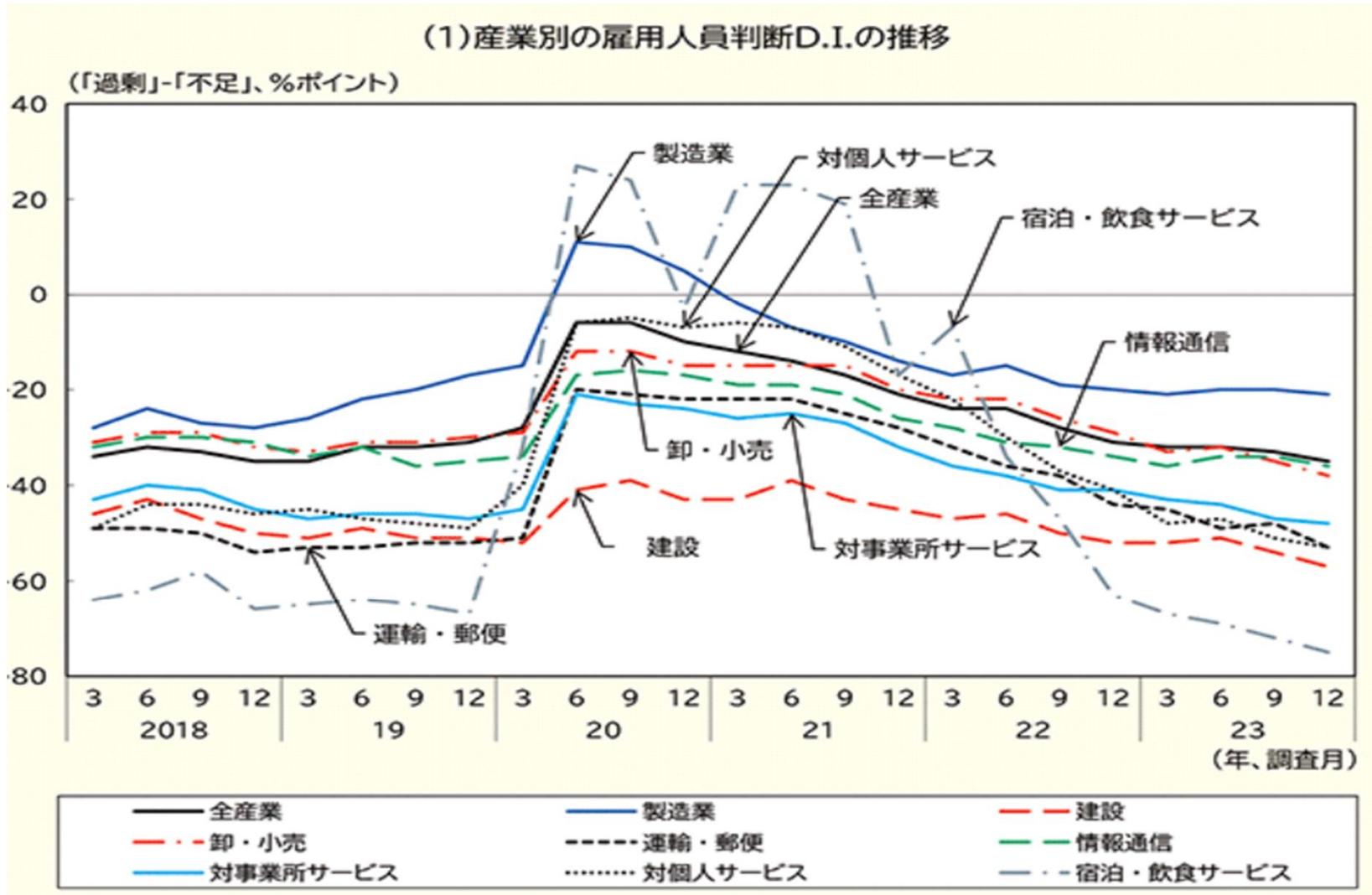
- 日本の人口の長期推移
- 日本の深刻な人手不足
- 一級建築士の高齢化

● 日本の人口は、2008年をピークに急激に減少。また、**高齢化率は約4割で推移する見込み。**



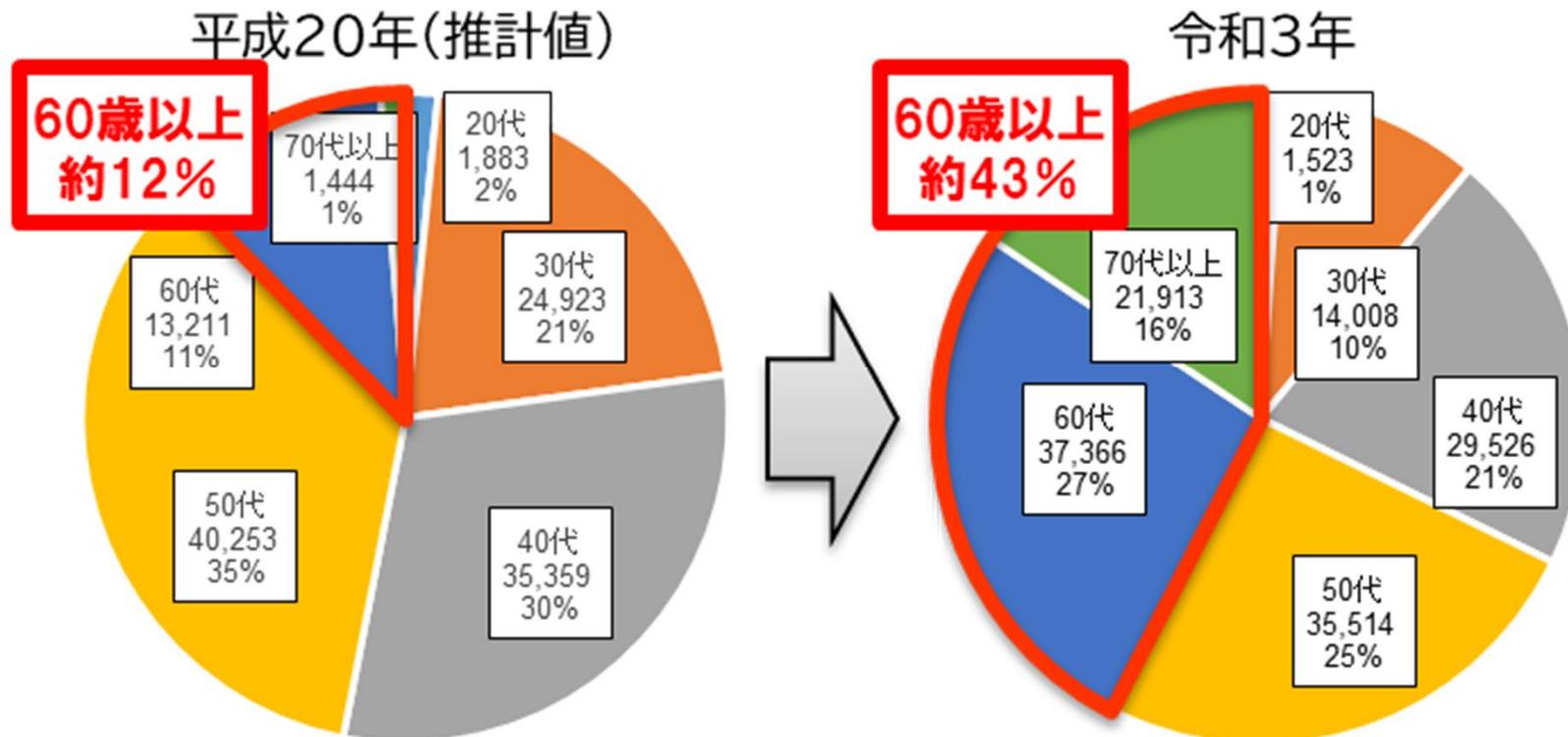
(出典) 2020年以前は総務省「国勢調査」、「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」を基に作成。

● 人手不足の問題が深刻化しており、特に建設業では一貫して人手不足。



(出所) 令和6年厚生労働白書

- 一級建築士（所属建築士）の高齢化が進んでおり、60歳以上の割合が4割（約10年前と比べ3倍）。



# BIMによる建築確認とBIM活用の目指す姿

---

- BIM (Building Information Modelling) とは
- 建築BIMの活用による将来像
- 建築BIMの普及に向けた取組
- 建築BIM推進会議について
- 審査TFにおける～2025年度成果までの主な取組内容
- BIM図面審査とBIMデータ審査
- BIMによる建築確認とBIM活用の目指す姿

- BIMとは、①及び②の情報が入った「建物情報モデル」を構築するシステム。

① 3次元の形状情報

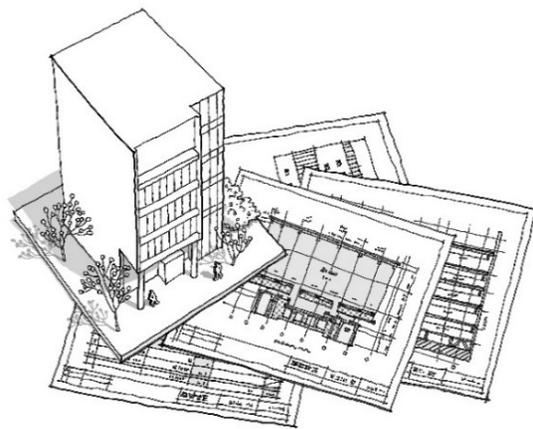
② 室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報

## 現在の主流 (CAD)

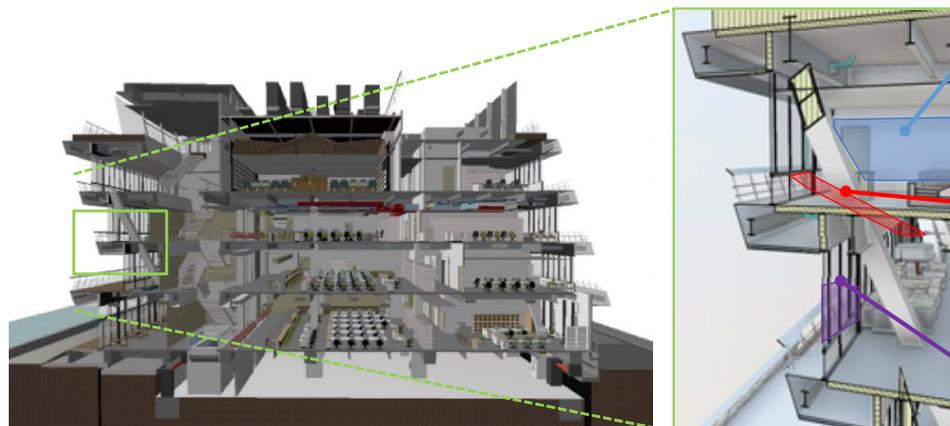
- 図面は別々に作成
- 壁や設備等の属性情報は図面とアナログに連携
- 竣工後は設計情報利用が少ない

## BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス

- 1つの3次元形状モデルで建物をわかりやすく「見える化」し、コミュニケーションや理解度を向上
- 各モデルに属性情報を付加可能
- 建物のライフサイクルを通じた情報利用/IoTとの連携が可能



平面図・立面図・断面図/構造図/設備図



BIMモデル  
(建物全体)



BIMモデル  
(室内部分を拡大)

### <壁の属性情報>

- ・壁仕上、下地材
- ・壁厚
- ・遮音性能
- ・断熱性能
- ・不燃・準不燃・難燃
- ・天井裏の壁の有無 等

### <柱の属性情報>

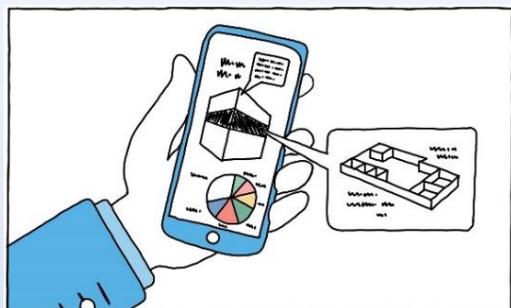
- ・構造、材種
- ・材料強度
- ・仕上、下地材
- ・不燃・準不燃・難燃 等

### <開口部の属性情報>

- ・開閉機構
- ・防火性能
- ・断熱性能
- ・金物、錠、ハンドル 等

高品質・高精度な  
建築生産・維持管理の実現

## いいものが



- 3Dモデルの形状と属性情報により空間を確認できることで、建築のプロでない人でもイメージを共有
- 設計・施工時の情報が一元管理されることで、建築生産の効率的な品質管理を実現
- 完成後も活用可能なデータにより、最適な維持管理、資産管理、エネルギーマネジメントを支援

高効率なライフサイクルの実現

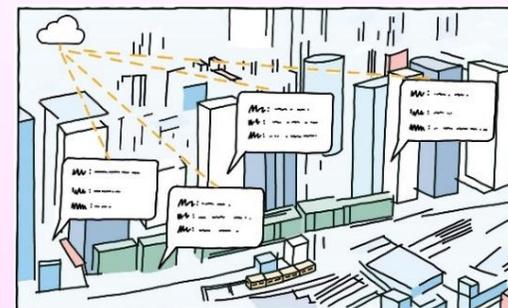
## 無駄なく、速く



- 投資効果の可視化（コストマネジメント）による迅速な意思決定
- 設計・施工・維持管理段階の円滑な情報の伝達により、無駄のない建物のライフサイクルを実現
- 設計・施工の各工程の作業効率化
- 維持管理の省力化の実現
- 海外との共通・競争基盤としてのBIMの確立

社会資産としての  
建築物の価値の拡大

## 建物にも、 データにも 価値が



- 適正かつリアルタイムな資産評価・資産管理の実現
- センサー等との連携による建築物へのサービスの拡大
- ビッグデータ・AIの活用による建築物を起点とした新たな産業の創出
- インフラプラットフォームとの融合による最適ナリスク管理の実現

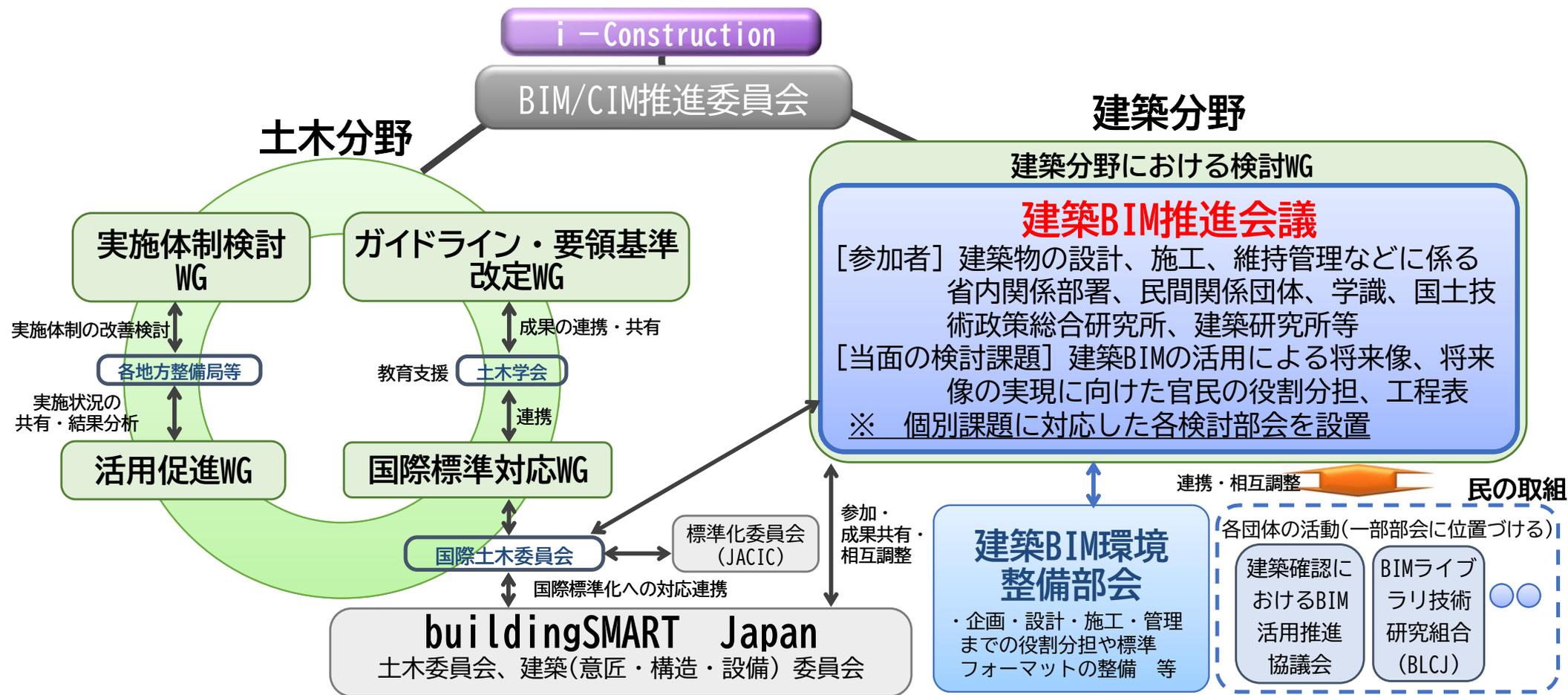


- ① BIMによる確認申請を可能に
- ② 設計・施工・維持管理間の横断的な活用の円滑化
- ③ 維持管理・運用段階の利用促進
- ④ 中小の設計事務所・建設業者のBIM活用促進



社会実装を加速化

- 建築物の生産プロセス及び維持・管理において、BIMを通じ情報が一貫して利活用される仕組みの構築を図り、建築分野での生産性向上を図るため、官民が一体となってBIMの推進を図るため建築BIM推進会議を省内に構築（既存のBIM/CIM推進委員会の下に建築分野における検討WGとして構成）。
- 建築BIM推進会議においては、各分野で進んでいる検討状況の共有や建築BIMを活用した建築物の生産・維持管理プロセスやBIMのもたらす周辺環境の将来像を提示するとともに、個別課題に対応するための検討部会を設け、建築BIM活用に向けた市場環境の整備を推進。



- 部会を横断する課題・データの利用拡大に資する重要課題について、連携すべきインプットとアウトプットを明確にした個別のTF（タスクフォース）を設置し、社会実装を加速化。

## 建築BIM推進会議

[参加者] 建築物の設計、施工、維持管理などに係る省内関係部署、民間関係団体、学識、国土技術政策総合研究所、建築研究所等

### 部会①

国土交通省

BIMを活用した建築生産・維持管理に係るワークフローの整備

**【R5新設】**

### 戦略WG

各TFの進捗管理、部会①の部会長への報告

**【R5新設】**

### 審査TF

[ BIMによる建築確認の環境整備 ]

[リーダー：部会3]

**【R5新設】**

### 標準化TF

[ データ連携環境の整備 ]

[リーダー：部会5]

一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)

BIMを活用した確認検査の運営支援

### 部会②

BIMライブラリ技術研究組合(BLCJ)

BIMの形状と属性情報の標準化

### 部会⑤

buildingSMART Japan

BIMの情報共有基盤の整備

### 部会③

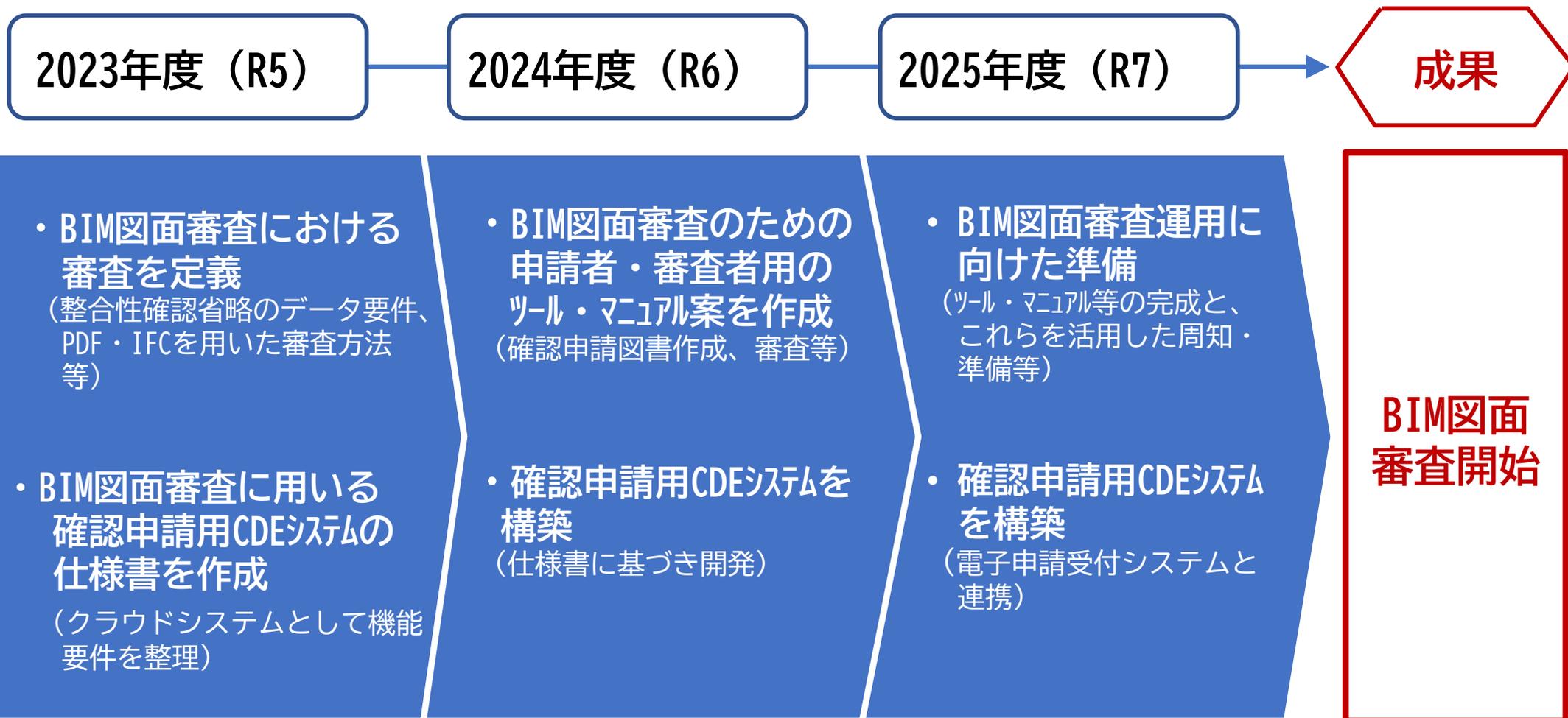
建築確認におけるBIM活用推進協議会

BIMを活用した確認検査の実施

### 部会④

日本建築積算協会

BIMによる積算の標準化



## BIM図面審査

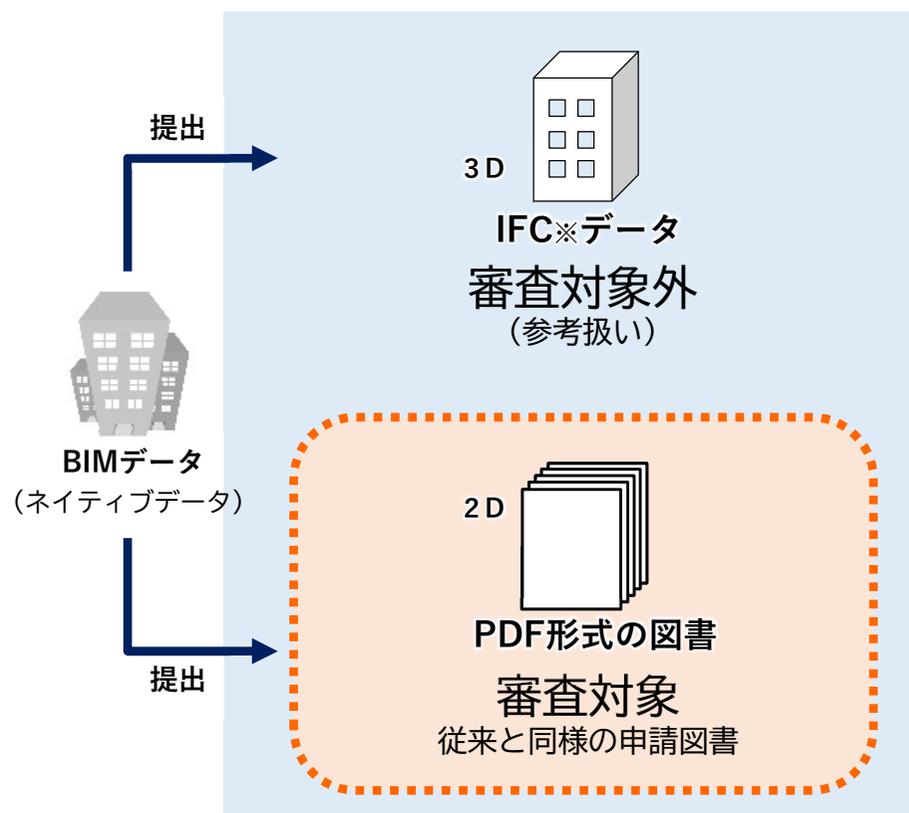
BIMデータから出力されたIFCデータとPDF形式の図書の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2026年4月1日  
(予定)

開始

2027年度～

順次拡大



## BIMデータ審査

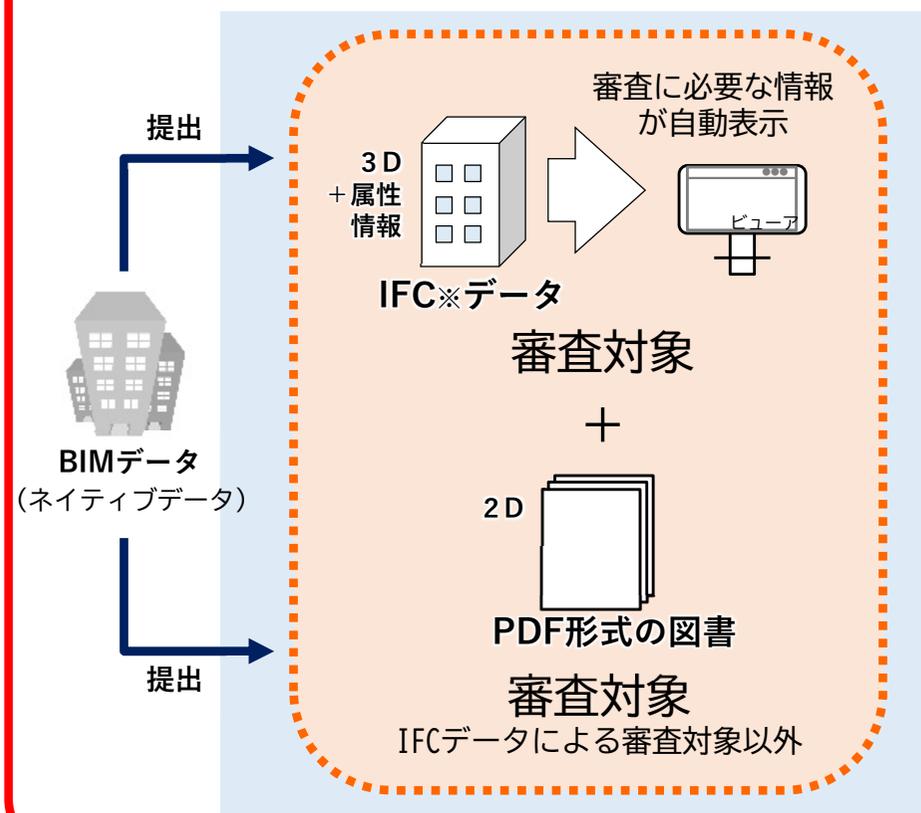
IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

2029年春

開始

将来像

IFCデータを活用した  
審査対象を順次拡大



※ IFC：BIMの共通ファイルフォーマット

建築業界全体の生産性の向上を実現するため、設計・審査・施工・保守の各工程で  
**BIMデータの活用の普及**

2029年春

(標準化された)  
BIMデータの活用

**BIMデータ審査**

- ✓ 建築に関わるデータが正規化
- ✓ 審査支援機能による審査期間の短縮と審査業務の効率化

2026年春

BIM活用の普及を後押し

**BIM図面審査**

- ✓ 2D図面審査と同等、あるいはそれよりも手間がかからない申請・審査の実現
- ✓ 審査支援機能実現のための審査データの標準化

現在

**2D図面審査  
(2D CAD)**

# BIM図面審査の概要

---

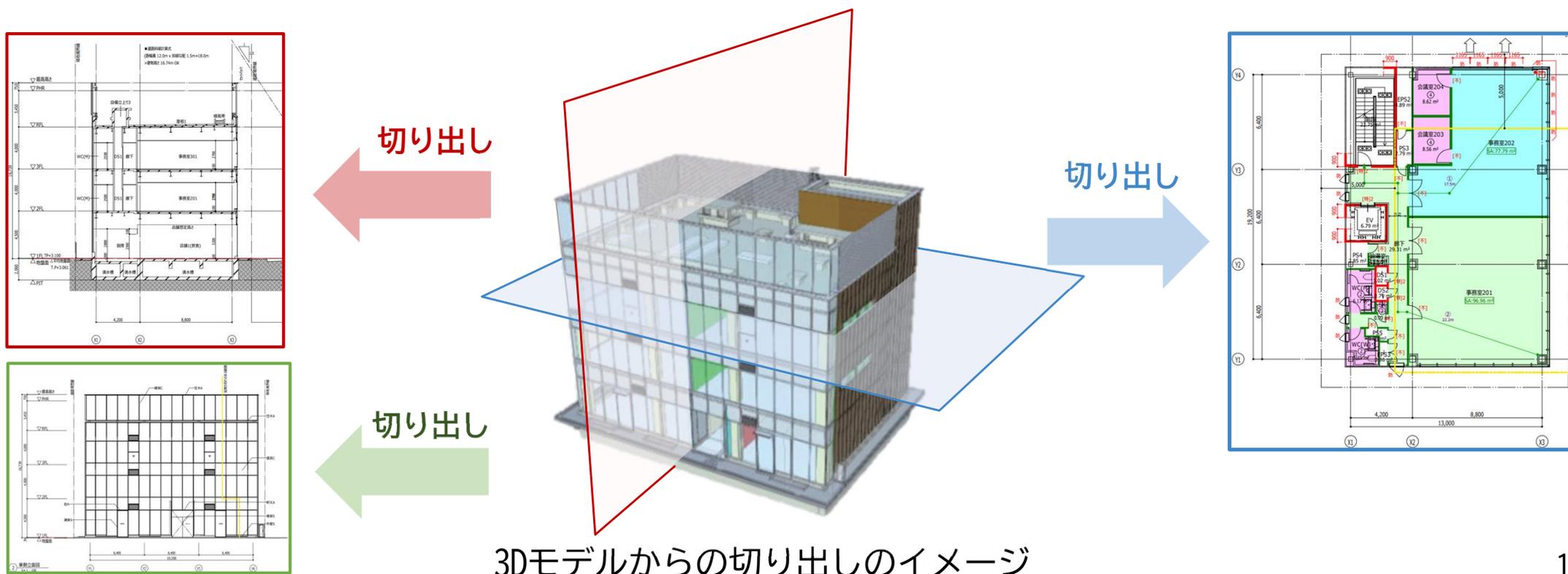
- BIMによる設計手順とその特徴
- BIMによる建築確認のありかた
- BIM図面審査の概要
- 整合性確認省略の仕組み

## <BIMによる設計を行う場合の手順>

- 3次元の建物モデル（3Dモデル）を作成し、室の名称や材料の仕様などの情報（属性情報）を入力。
- 3Dモデルを切り出して形状を表示し、入力された属性情報から室の名称等必要な情報を表示して図面を作成。

## <BIMによる設計を行う場合の特徴>

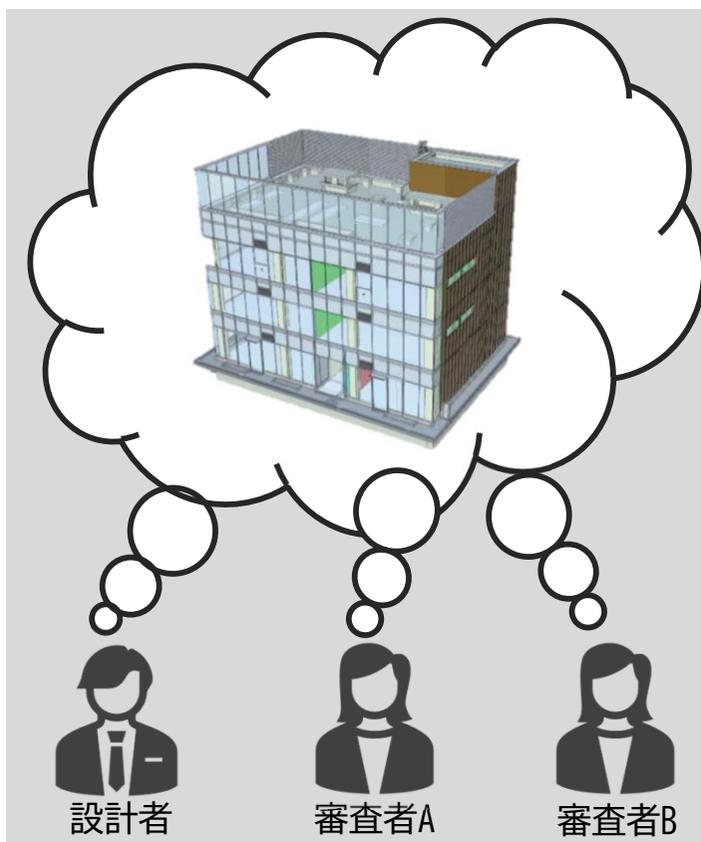
- 建物の3Dモデルが作成される。
- 3Dモデルからの切り出しや入力された情報の表示により、整合した図面や表が作成しやすい。



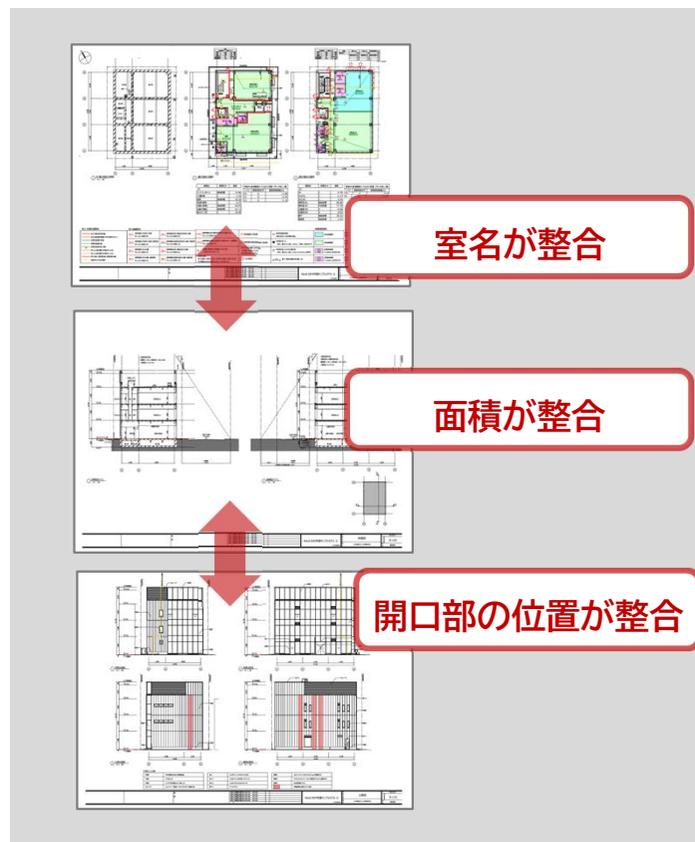
## <BIMによる確認申請（BIM図面審査）の方針>

1. 図面の作成に使用した3Dモデルを申請時に提出することで建物の形状把握を容易にする。
2. BIMにより図面作成を行った範囲においては、審査における整合性の確認を省略する。
3. 3Dモデルの閲覧ができる機能と、図面データの管理ができる申請・審査用のプラットフォーム（確認申請用CDE）を利用する。

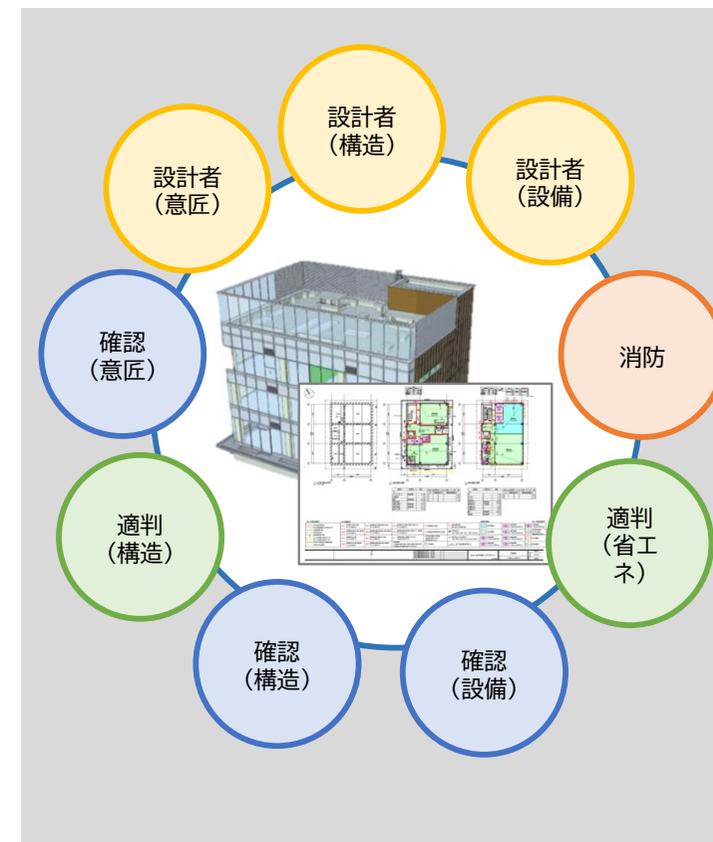
これらの方針により、確認申請の申請・審査の効率化を進めることを目指す。



3D形状による建物把握の容易さ



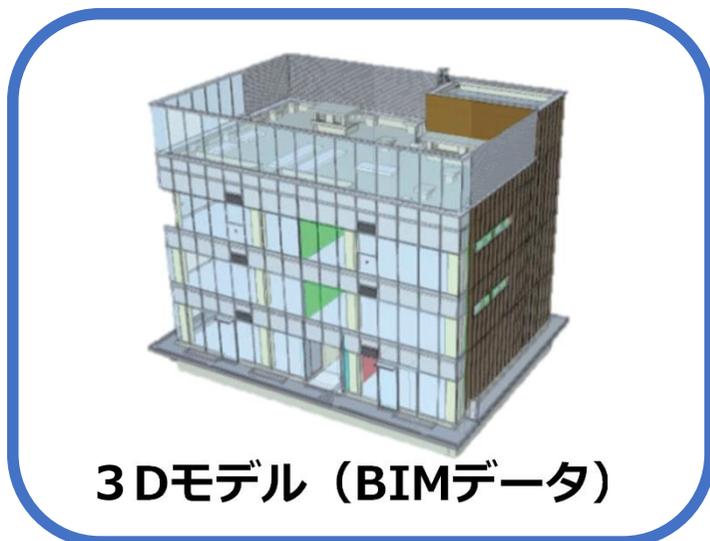
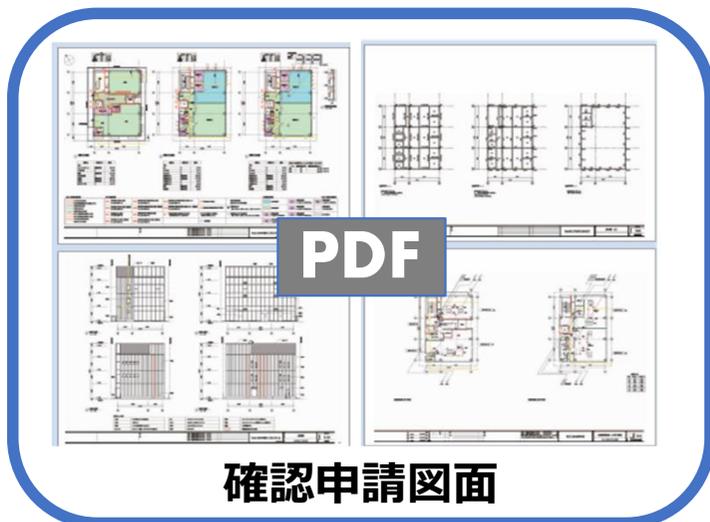
3Dモデルからの切り出しによる  
各図面間の整合



申請・審査用のプラットフォーム  
(確認申請用CDE)

## 1. 図面の作成に使用した3Dモデルによる建物の形状把握

- 3Dデータを見ることで、図面だけではわかりにくい建物の形状を理解しやすくなる。
- 法規上条件の厳しい箇所の特定がしやすくなる。



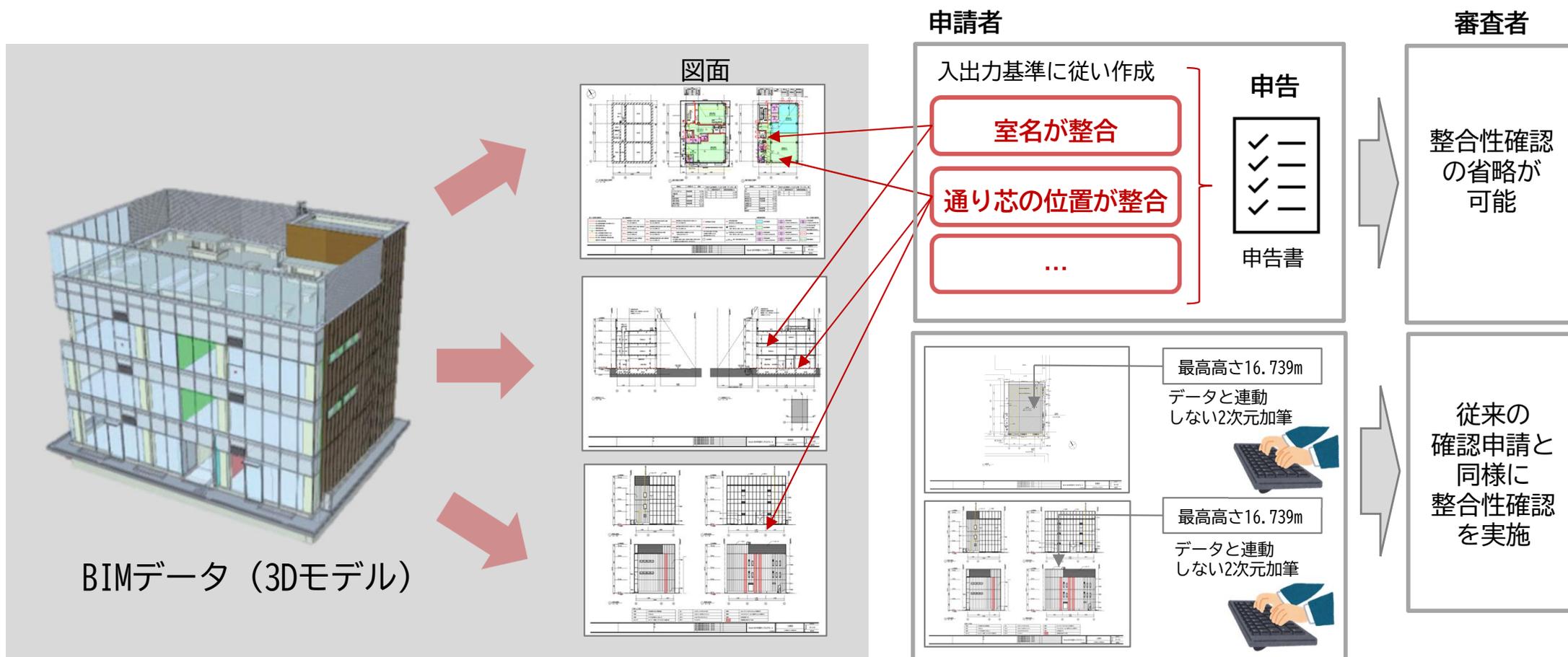
- 確認申請図面に加え、IFCデータをBIMビューアで閲覧することで、建築物の形状に係る審査者の理解が向上することが期待されます。

高さ制限の厳しい位置は、IFCデータ（立体）で見るとわかりやすいな…



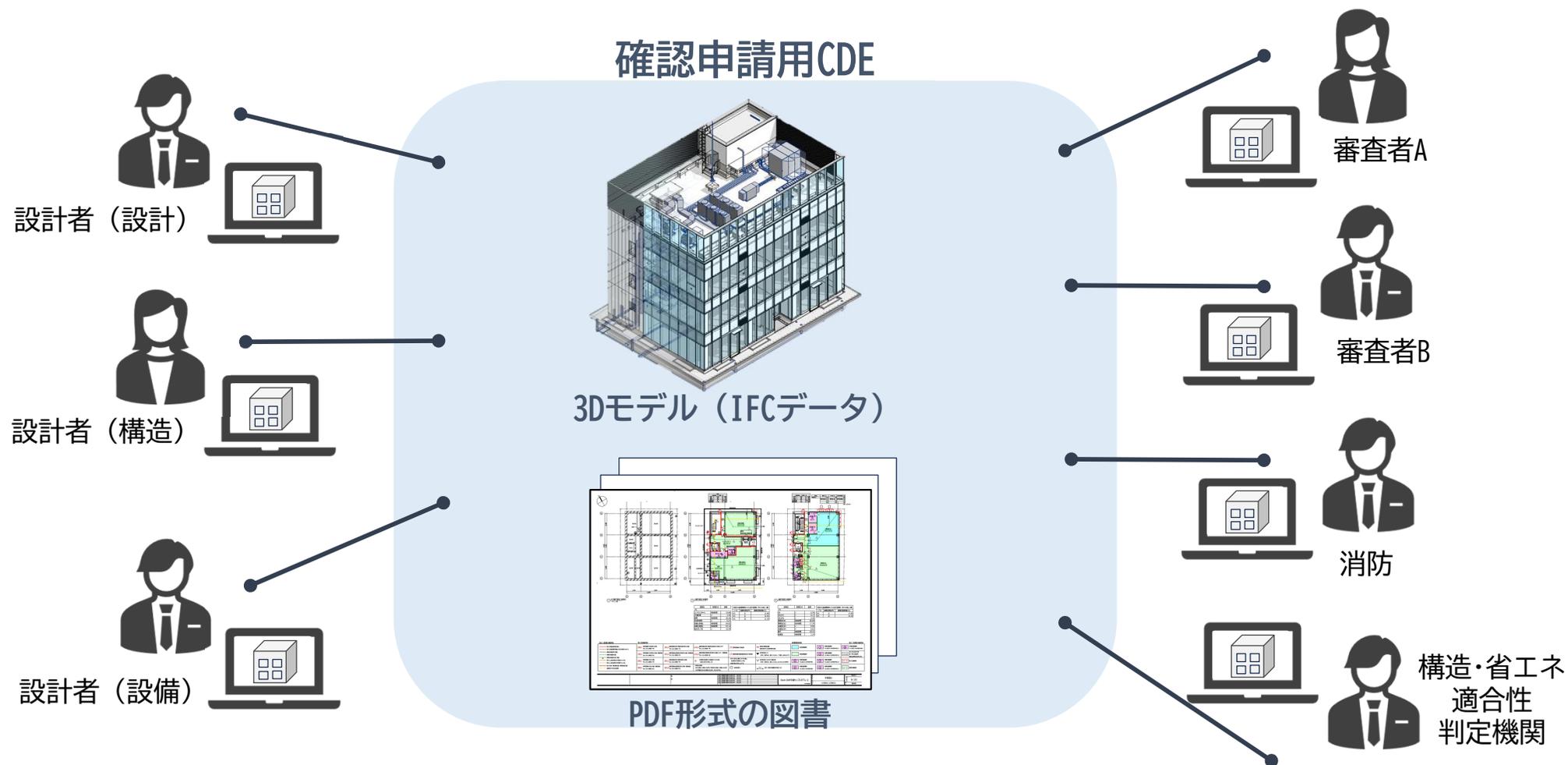
## 2. BIMにより図面作成を行った範囲における整合性確認の省略

- 図面作成の方法（入出力基準）を遵守する必要がある。
- 該当する項目は、設計者が申告する。（申告書）
- 申告書に基づき対象となる図面・項目について整合性確認の省略ができる。



## 3. 図面データ管理・3Dモデル閲覧が可能な申請用のプラットフォーム（確認申請用CDE）の利用

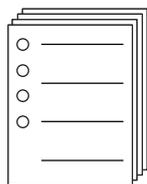
- 3Dデータ閲覧にかかる負担（BIMソフトごとの環境を用意するコストや操作方法）の軽減される。
- 図面のステータス（審査中、指摘回答待ちなど）管理や指摘事項送付機能等により効率化できる。



- 申請者は、一定のルール（入出力基準）に従いBIMデータを作成し、これを活用してPDF形式の図書とIFCデータを書き出します。また、入出力基準に従っている旨の申告書や、その他必要な図書等を準備し、確認申請用CDEにアップロードし、確認申請を行います。
- 審査者は、確認申請用CDEにアップロードされた申請図書により審査※を行います。  
※IFCデータは審査対象ではなく、形状理解のための参考として活用

## ○入出力基準

BIMデータから出力された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準



入出力基準に基づき、BIMデータを作成

作成にあたり、参考テンプレートを使用することが可能（使用は必須ではない。）



**BIMデータ**  
(ネイティブデータ)

BIMデータからIFCデータ(①)とPDF形式の図書(②-1)を出力

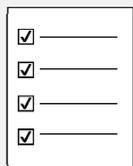


(BIM由来でない図書) (②-2)

一部の図書はCAD等で作成しPDF化(②-2)



申請者（設計者）

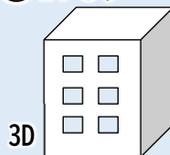


入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことをチェック(③)

①②③を提出

確認申請用CDE※1 (BIM図面審査用のCDE)

① IFCデータ※2

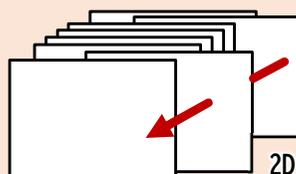


3D

審査対象外（参考扱い）

審査対象

② PDF形式の図書（従来と同様の申請図書）



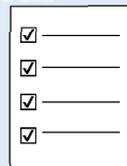
2D

整合性確認※3（一部を省略）

申告書による申告に基づき、一部の整合性確認を省略

③ 入出力基準適合申告書

入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことについて、設計者が申告する書類



BIMビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用



ビューア

審査者



- ☑ 整合性の確認
- ☑ 明示事項の審査
- ☑ 法適合の審査

審査

整合性の確認を省略する範囲を確認

- ※1 ICBA確認申請用CDEの審査環境を標準とする
- ※2 BIMの共通ファイルフォーマット
- ※3 図書の複数個所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、あるいは文字情報の意味内容が同一であることを確認すること。

- 設計者は、入出力基準に従い入力・出力（表示・表記）を行い、書き出したデータであることを申告します。
- 審査者は、設計者の入出力基準への適合の申告に基づき、当該事項について整合性確認を省略することができます。

## ✓ 入出力基準(案)

### I) 「形状」に関する基準

:BIMの機能により、オブジェクトを入力し、同一のオブジェクトから複数の図に図示する。

[記入例]

○外壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力する。

### II) 「属性」に関する基準

:BIMの機能により、オブジェクトに入力した同一の属性情報を複数個所に図示する。

[記入例]

○防火設備の種類は、ドア/窓のオブジェクトに属性情報として入力する。

### III) 「計算」に関する基準

:BIMの機能により、オブジェクトの長さや領域の面積を自動で算出すること及び四則計算を自動で計算し、計算結果を複数の図表で表示する。

[記入例]

○建築面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、合計値は自動計算を用いる。

## ○参考テンプレート



入出力基準を満たす設定をした作業環境

- ✓ 手間のかかる調整や表示、設定等を事前に用意
- ✓ ソフトウェアや案件毎の必要に応じて整備 (用途や規模に応じた入力のバリエーション)

## ✓ 整合性確認省略の対象(案)

### 1) 図面と図面の形状に関する整合

:同一のオブジェクトを表示しているので複数の図で形状・位置が整合する

[記入例]

○図面と図面(各階平面図・立面図等)の壁オブジェクトの形状・位置

### 2) 図面と図面の属性情報の表記に関する整合

:同一の属性情報を図示しているため複数の図で属性情報から引用した表記が整合する

[記入例]

○図面と図面(各階平面図・建具表等)の防火設備の種類別の表記

### 3) 図面と表の計算値等に関する整合性

:計算機能により、図と整合した面積が算出される(=図と表が整合する)、計算機能により正しく四則計算される

[記入例]

○図と表(求積図と面積表(建築面積の値))の形状と計算値の表記

入出力基準の項目	入出力基準に従い作成した図書	
	入出力基準に従い作成した部分 明示すべき事項等	入出力基準に従い作成した 図書
意-001 敷地境界線	①形状 ②種別 ③各辺の長さ ④敷地面積	
意-002 方位	—	
意-003 通り芯	①形状 ②符号 ③通り芯間の 寸法表記	

申告書(第一面)	申告書(第二面以降)	
	図書の種類	
・建築物の名称	—	○
・設計図書を作成した者	○	△
・BIMソフトウェア名等	○	○

○:全ての部分において基準に従い作成  
△:一部分において基準に従い作成  
—:基準に従い作成していない又は該当しない

## 整合性確認

※整合性確認  
PDF形式の図書について、申告書を基に省略する範囲を確認する

入出力基準に従い  
BIMデータを作成

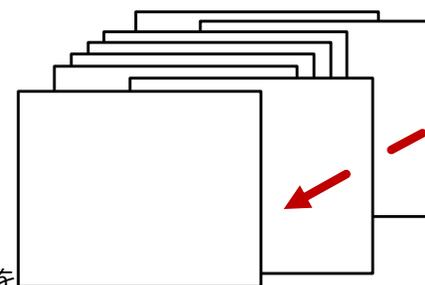


BIMデータ

BIMデータから書き出し



テンプレート等を用いてBIMデータを作成し、PDF図面+IFCデータを書出し



PDF形式の図書

- 現時点で想定されるBIM図面審査のメリットは以下の通りです。

## 申請者のメリット

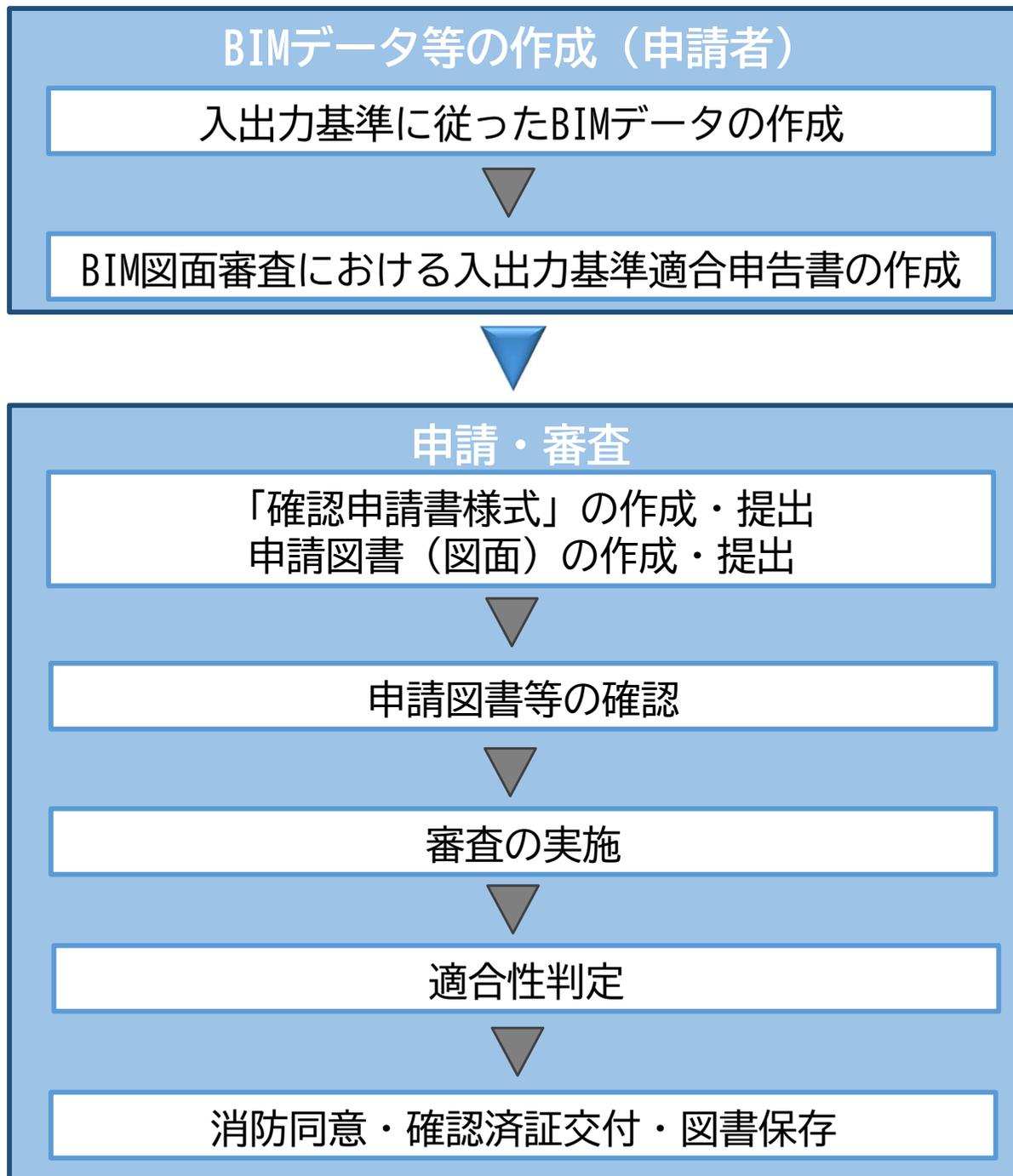
- BIMソフトウェアを使用し、整合性の高い申請図書の作成を容易に行うことができます。
- 窓口に出向かずWebにより自社から申請や指摘事項の対応が行うことができ、申請作業の効率化を図ることができます。
- 審査の効率化で、審査期間の短縮が期待できます。

## 審査者のメリット

- 設計内容の容易な把握や整合性確認の一部省略で、審査作業の効率化を図ることができます。
- 確認申請用CDEの使用で、複数人による並行作業、遠隔拠点やテレワークでの作業が可能となります。

# BIM図面審査における 申請・審査の流れ

---



BIM図面審査用の  
申請・審査環境を  
利用

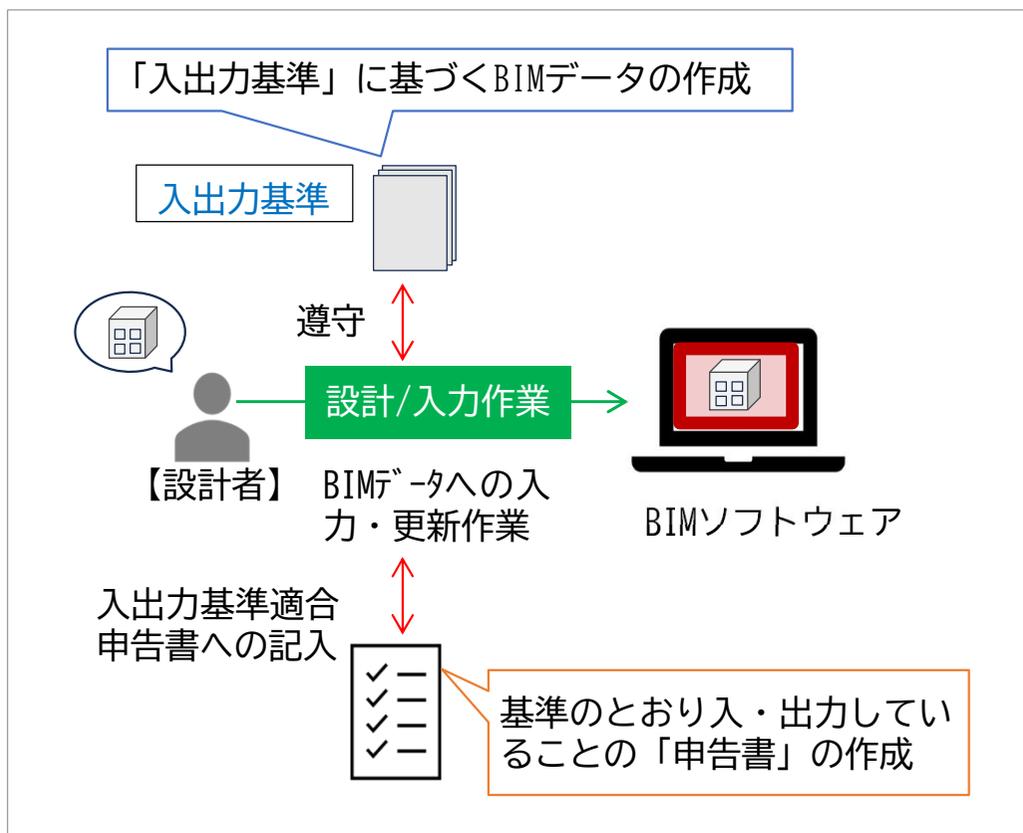
# BIMデータ等の作成（申請者）

---

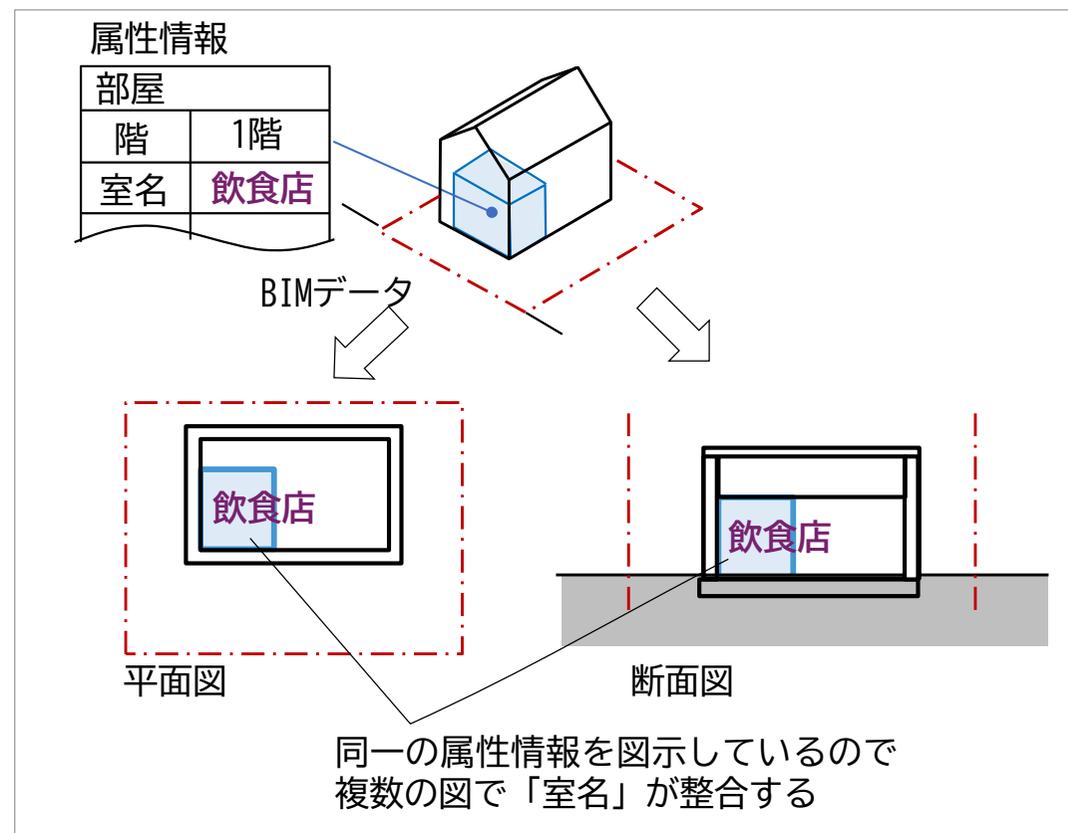
- 入出力基準に従ったBIMデータの作成
- 入出力基準について
- BIM図面審査における確認申請図書表現標準について
- BIM図面審査における入出力基準適合申告書の作成

「(仮称)BIM図面審査 申請審査者用マニュアル(素案)」令和7年3月/建築BIM推進会議 審査TF  
Ⅲ. 申請者側の準備 (P21～44) 参照

- 「入出力基準」は、BIMデータの作成に関し、情報を「入力」する方法と、「出力」する（形状等の情報を表示・表記すること）方法を定めたものです。
- 整合性確認の省略は、申請者がBIMの特性を活かした「入力」及び「出力」を的確に行うことではじめて可能となります。
- このため、申請者は、入出力基準のとおり「入力」及び「出力」していることを申告する「入出力基準適合申告書」の作成・提出が求められています。



BIM図面審査を想定したBIMデータの作成



BIMの特性を生かした入出力と原理的に整合する部分の例

- 「入出力基準」は、意匠、構造、設備（機械設備・電気設備）の各分野毎に規定されています。
- 構造、設備の分野については、意匠図との整合性に関する事項も規定されています。

部門	意匠	構造	設備
事項	意-001 敷地境界線 意-002 方位 意-003 通り芯 意-004 外壁 意-005 軒、ひさし等 意-006 間仕切壁 意-007 各室の用途 意-008 各階基準線 意-009 各階の床・軒・ひさし・屋根 (天井のない場合は、屋根) 意-010 建築面積の求積に必要な建築物 の各部分の寸法及び算式 意-011 各階の各室の床面積の求積に必 要な建築物の各部分の寸法及び 算式 意-012 防火区画等 意-013 防煙壁による区画（令第126条 の2） 意-014 開口部 意-015 防火設備 意-016 非常用の進入口等 意-017 令第112条第16項に規定する部分 意-018 令第126条第1項に規定する手す り壁、さく又は金網	<共通> 共通-001 通り芯 共通-002 各階基準線  <基礎> 基礎-001 基礎ぐい 基礎-002 基礎  <鉄筋コンクリート造> RC-001 柱 RC-002 大ばり RC-003 小ばり RC-004 床版(デッキ床含む) RC-005 屋根版 RC-006 耐力壁 RC-007 非耐力壁  <鉄骨造> S-001 柱 S-002 大ばり S-003 小ばり S-004 鋼板床 S-005 斜材 S-006 鋼板壁	<機械設備> 機-001 外壁、間仕切壁、開口部 機-002 敷地境界線 機-003 通り芯 機-004 各室の用途 機-005 各階の各室の床面積の求積に必要な 建築物の各部分の寸法及び算式 機-006 各室の天井高さ 機-007 防火区画等 機-008 令第112条第16項に規定する部分 機-009 防煙壁による区画（令第126条の2） 機-010 給気機及び排気機 機-011 排煙設備  <電気設備> 電-001 外壁、間仕切壁、開口部 電-002 敷地境界線 電-003 通り芯 電-004 各室の用途 電-005 防火区画等 電-006 令第112条第16項に規定する部分 電-007 非常用の照明装置

# 入出力基準について（使い方の紹介）

## <入出力基準による「入力」と「出力」の例（意匠分野）>

### 意-007 各室の用途

#### ①室名等

- 各室の用途は、各室の床面積の求積に用いる空間オブジェクト上に属性情報として入力し、表記する。

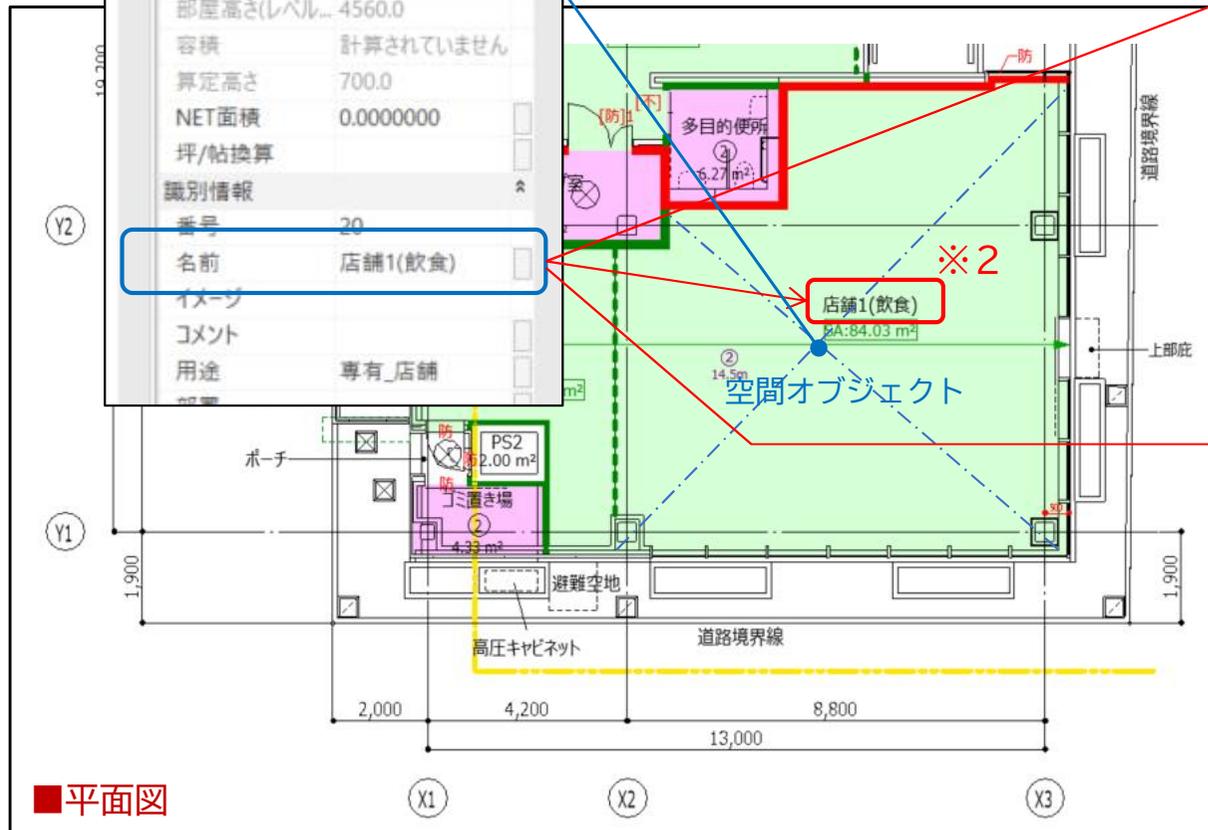
※1：空間オブジェクトの属性情報として「店舗1(飲食)」と入力

※2：平面図、断面図に空間オブジェクトの属性情報として「店舗1(飲食)」と表記

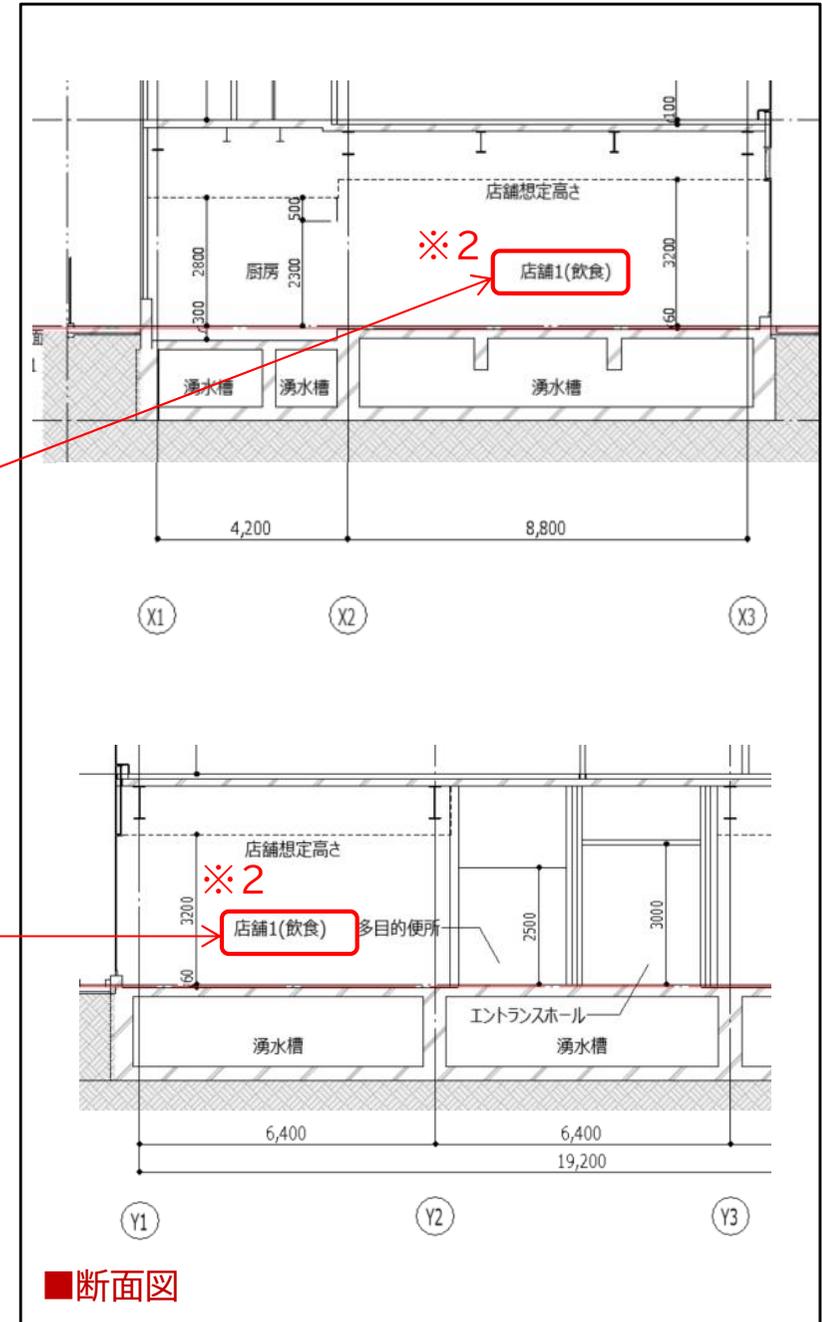
平面図、断面図に表記されている「店舗1(飲食)」の情報は整合性確認省略が可能

#### ●属性情報※1

寸法	
面積	84.0334366
周長	39254.5
部屋高さ(レベル...)	4560.0
容積	計算されていません
算定高さ	700.0
NET面積	0.0000000
坪/帖換算	
識別情報	
番号	20
名前	店舗1(飲食)
イメージ	
コメント	
用途	専有_店舗
設置	



■平面図



■断面図

- 確認申請図書表現標準は、確認申請図書に記載の記号や文章に共通のルールを定めることにより、円滑な審査の実施や設計者の作業手間の削減等を図るものです。
- BIM図面審査におけるBIM由来のPDF図書については、当該標準に拠ることを推奨しています。

## ■凡例（特定防火設備）の例

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	特		赤	特定防火設備（令第112条第1項）
②	特 <sub>1</sub>	[特]1	赤	常時閉鎖式特定防火設備（令第112条第19項第1号）
③	特 <sub>2</sub>	[特]2	赤	常時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）
④	特 <sub>1</sub>	(特)1	赤	随時閉鎖式特定防火設備（令第112条第19項第1号）
⑤	特 <sub>2</sub>	(特)2	赤	随時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）

## ■特記事項の例

1) 石綿等の衛生上の措置（法第28条の2、令第20条の4ほか）

- ・石綿、吹付石綿、吹付ロックウール（含有石綿0.1%超）は使用しない。
- ・シックハウス対策としてクロルピリホスを使用せず、かつ、告示対象建築材料以外の建築材料又はF☆☆☆☆等級を使用する。

2) 非常用エレベーターの乗降ロビー（法第34条、令第129条の13の3）

- ・乗降ロビーには、避難階における避難経路、その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する。

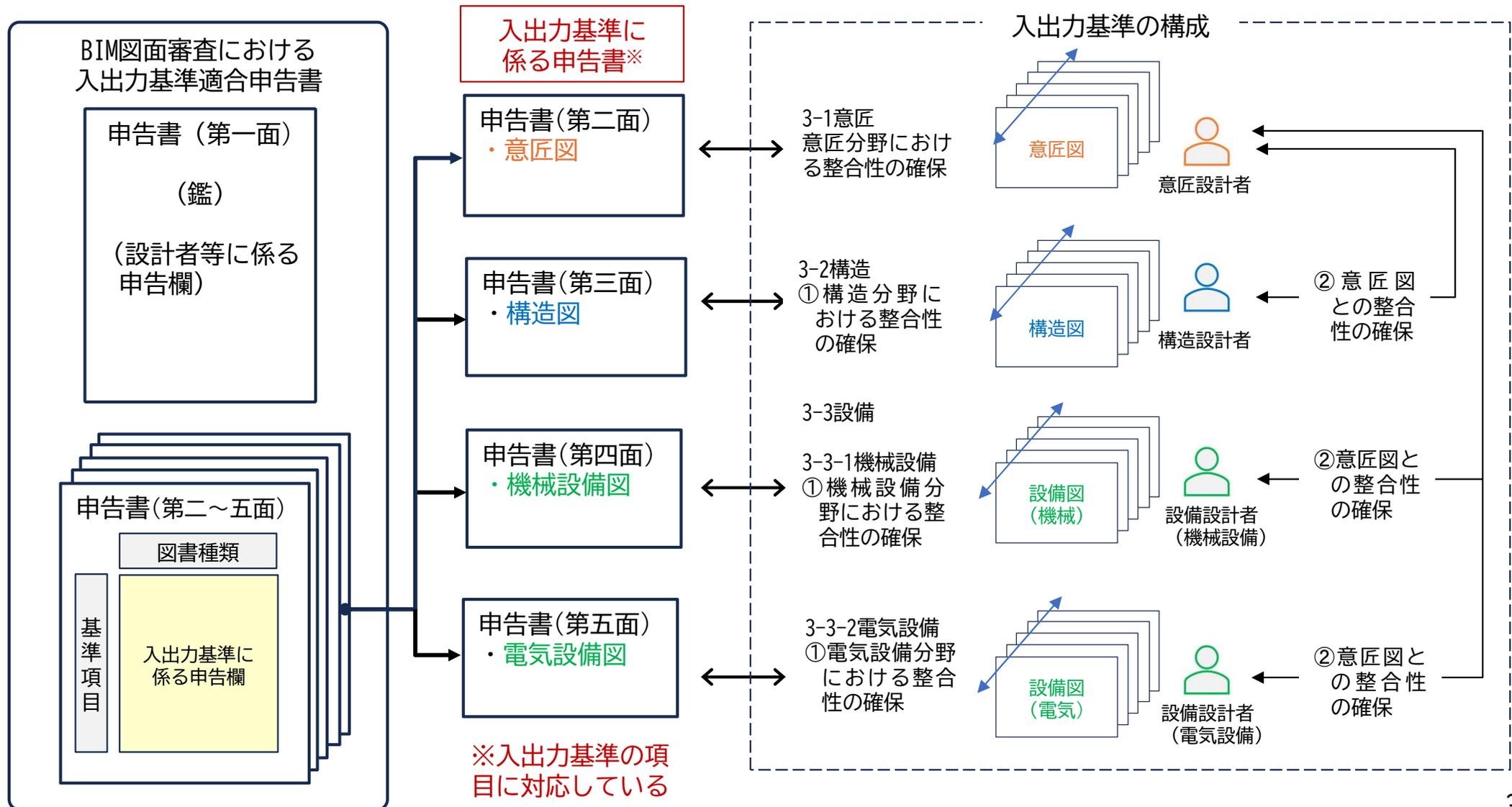
3) 廊下の幅（法第35条、令第119条）

- ・廊下の有効幅員は、両側居室にあっては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上とする。

## ■確認申請図面で推奨する図表現の意匠の例

- 1) 求積表（内容は検討中）
- 2) 採光・換気・排煙等の開口部算定（内容は検討中）
- 3) 各室仕上表（内容は検討中）

- 「BIM図面審査における入出力基準適合申告書」(以下「申告書」という。)は、第一面の鑑(設計者等に係る申告等)の部分と、第二面～五面の意匠、構造、設備ごとの“入出力基準に係る申告書”で構成されます。





# 申請・審査の手順

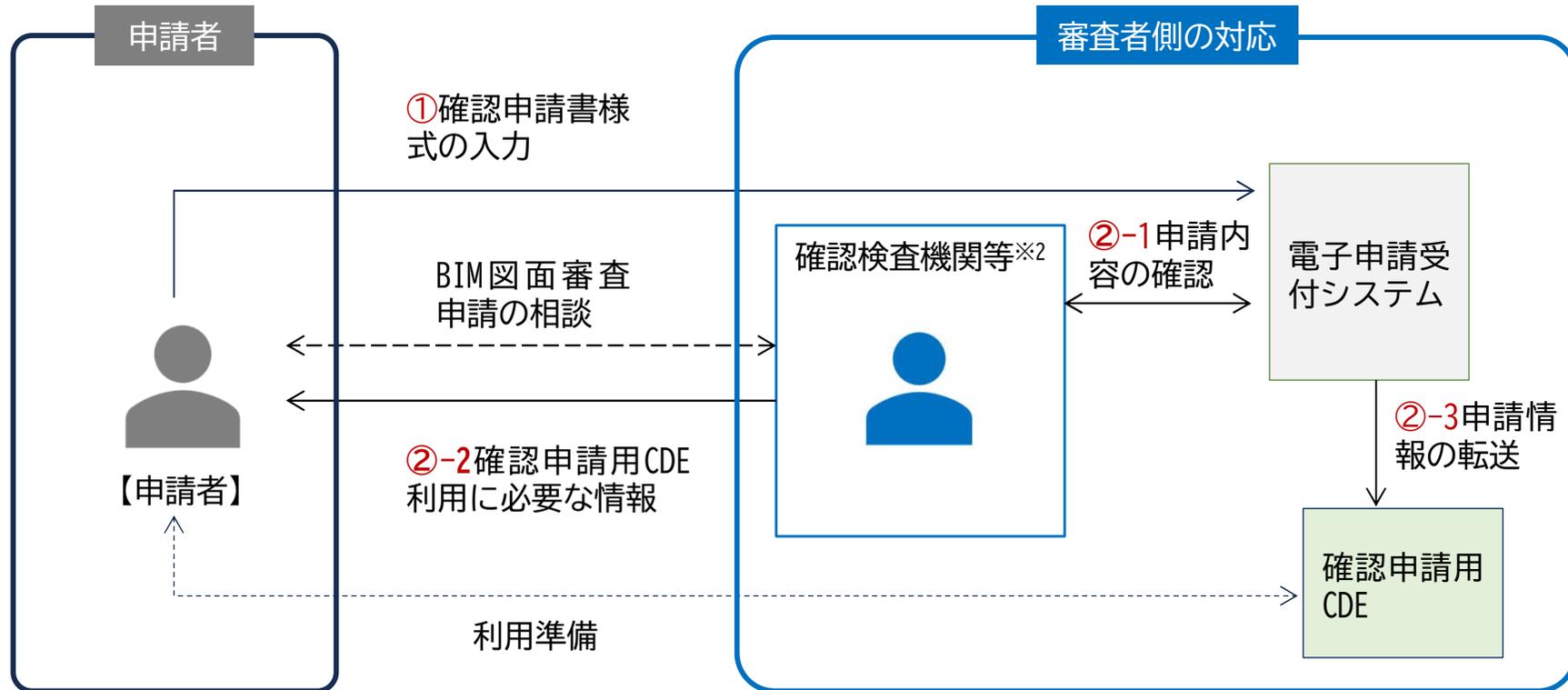
---

- 「確認申請書様式」の作成・提出
- 申請図書（図面）の作成・提出
- 申請図書等の確認
- 審査の実施
- 適合性判定
- 消防同意
- 確認済証交付・図書保存

「(仮称)BIM図面審査 申請審査者用マニュアル(素案)」令和7年3月/建築BIM推進会議 審査TF  
V. 申請の手順 (P53～56)  
VI. 審査の手順 (P59～66) 参照

- ① 申請者は、確認申請書様式※1を作成し提出する。
- ② 審査者は、申請情報を確認した上で、申請者が確認申請用CDEへアクセスするために必要となる情報を申請者に通知する。また、申請書情報を確認申請用CDEに転送する。

※1:施行規則第1条の3第1項に定める別記様式、施行規則第2条の2第1項に定める別記様式、第3条第1項に定める別記様式をいう。

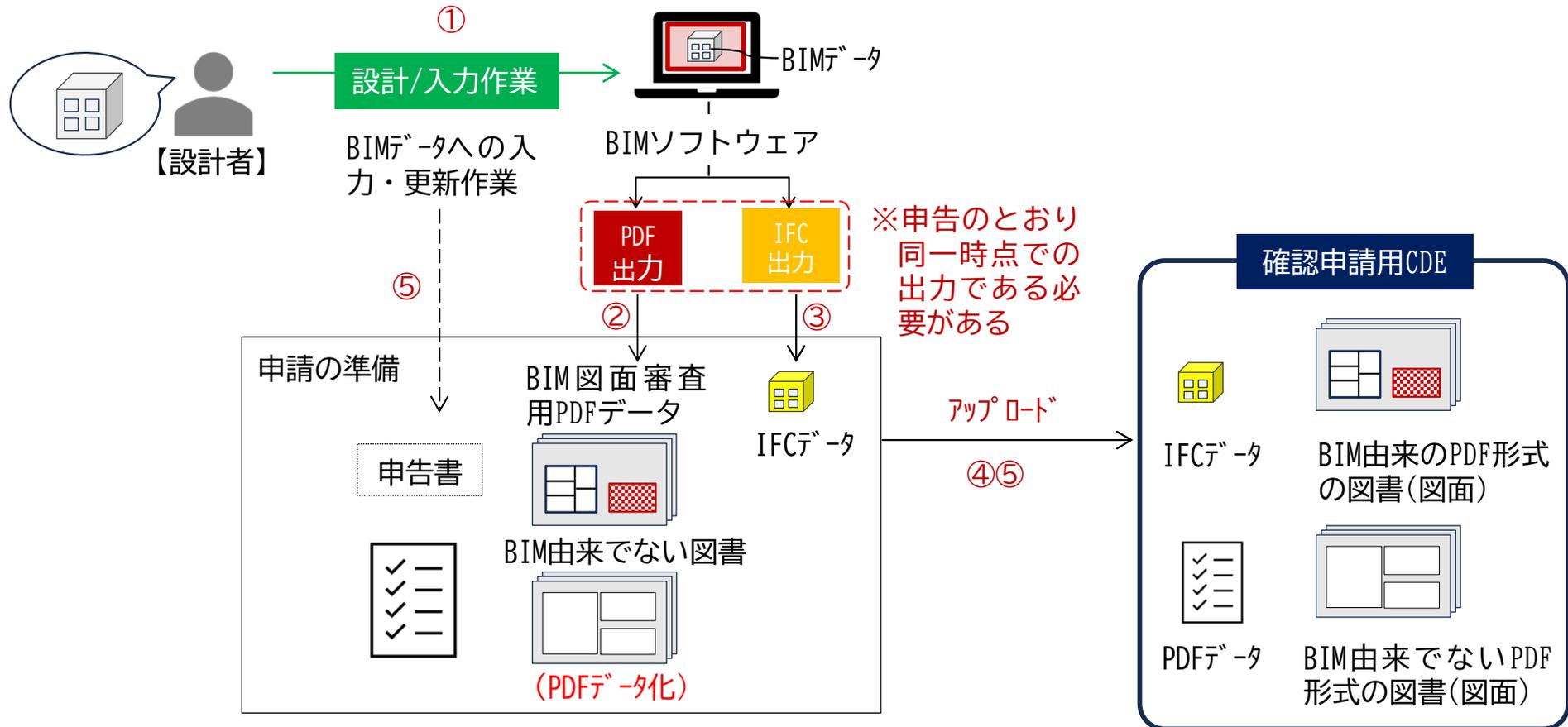


ICBA電子申請受付システム及びICBA確認申請用CDEを利用する場合※3のフロー

※2 指定確認検査機関及び特定行政庁

※3: ICBA電子受付システム以外のシステムを使う場合の確認申請書の提出方法については、審査者側の受付方法に従う 35

- ① 設計者は、入出力基準に従いBIMソフトウェアでBIMデータ（ネイティブデータ）を作成する。
- ② BIMソフトウェアによりPDF形式の図書を書き出す。
- ③ 申請図の基となったBIMデータ（ネイティブデータ）を、BIMソフトウェアによりIFCデータに変換する。
- ④ PDF形式の図書及びIFCデータを提出する。
- ⑤ 設計者は申告書を作成し提出する。



- 審査者は提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないか等、受け付けるための要件に適合するか確認を行う。
- この際、IFCデータの確認を行い、データに不備がある場合はBIM図面審査としての引受は行わない。（この場合、申請者及び設計者と協議の上、IFCデータの再提出を行い引受を行うか、BIM図面審査としての引受を行わず、通常の電子申請として引受を行う。）

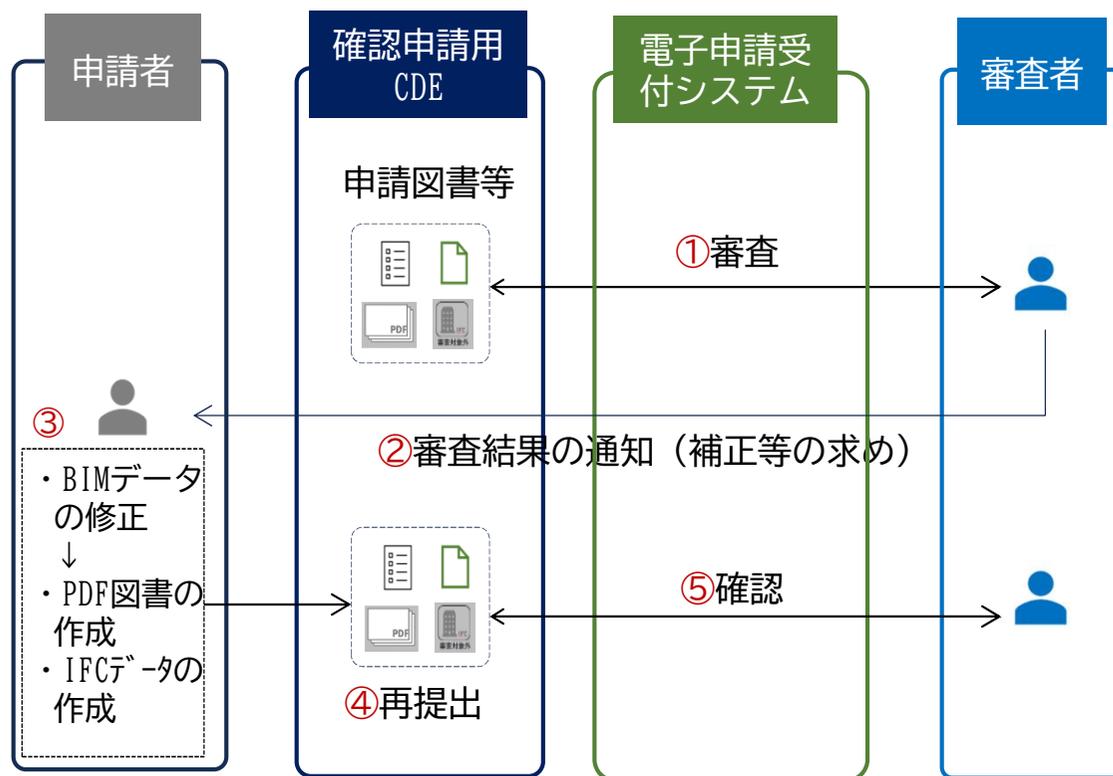
## <申請に必要な提出物>

- a. 施行規則第1条の3、第2条の2又は第3条に規定する図書の記載事項に規定する図書（図面及び書類）の電子データ
  - 確認申請書様式※1
  - 入出力基準に従い作成されたネイティブデータから書き出されたPDF形式の図書※2  
（「BIM由来のPDF図書」という）
  - BIMソフトウェア以外のソフトウェアにより作成されたPDF形式の図書※2  
（「BIM由来でないPDF図書」という）
- b. IFCデータ
- c. BIM由来のPDF図書を書き出したネイティブデータから同時に書き出されたIFC形式のデータ
- d. BIM図面審査における入出力基準適合申告書（以下「申告書」という。）の電子データ
- e. 各種計算書の電子データ
- f. その他必要書類等の電子データ

※1：施行規則第1条の3第1項に定める別記様式、施行規則第2条の2第1項に定める別記様式、第3条第1項に定める別記様式をいう。

※2：PDF形式の図書は、施行規則第1条の3に基づく図書の種類と明示すべき事項を満たすものとする。

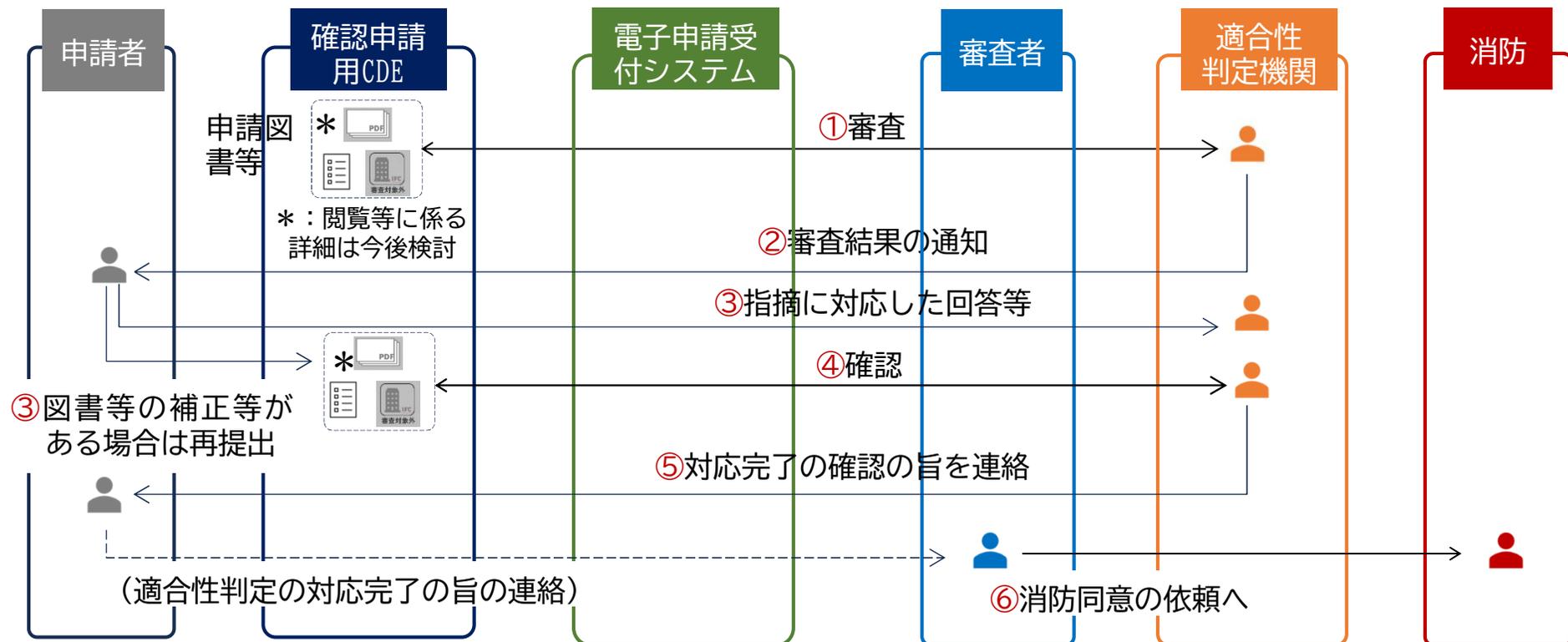
- ① 審査者は審査※を行う。
- ② 審査者は、申請図書等に不備がある場合には、審査結果を通知し、補正等を求める。
- ③ 設計者は、補正等の求めに対応し、BIMデータの修正を行って、PDF形式の図書及びIFCデータを再度作成する。
- ④ 修正したPDF形式の図書、IFCデータ及び補正等への回答を再度審査者に提出する。
- ⑤ 審査者は、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する。また、修正データにより補正等への対応状況を確認する。



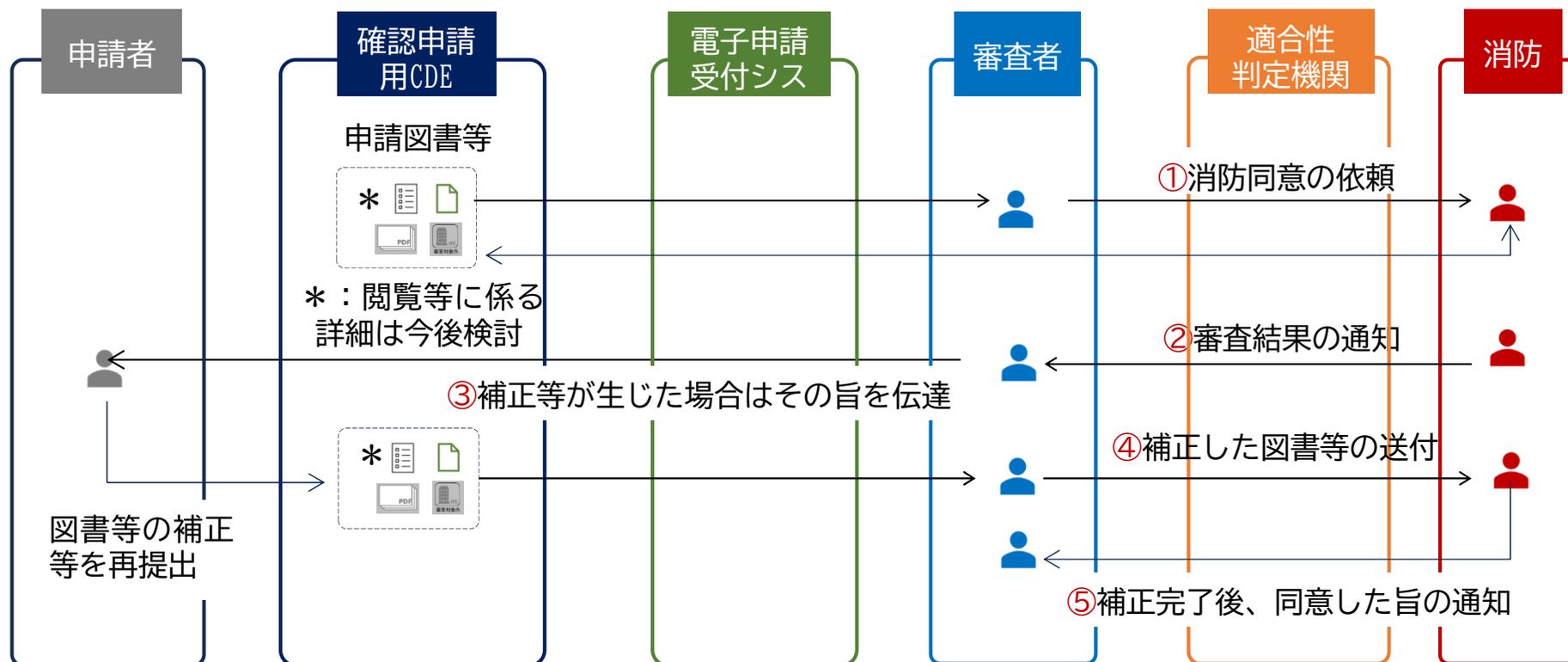
## ※審査

- 審査者は、PDF形式の図書を用いて、審査を行う。
- 審査者は、申告書に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。その他の図書及び審査事項については、これまでどおり整合性確認を行う。
- 審査者は、明示すべき事項に基づき建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する。
- IFCデータをBIMビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用する。

- ① 適合性判定機関は、PDF形式の図書を用いて審査を行う。
- ② 補正等がある場合は、申請者に補正等の通知を行う。
- ③ 申請者（設計者）は指摘に対応した回答、図書の補正等や、追加説明書の作成を行う。図書を補正等する場合、指摘を修正したデータを再度提出する。
- ④ 適合性判定機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するデータを確認し、補正等への対応状況を確認する。
- ⑤ 適合性判定機関は、自らが通知した補正等への対応完了を確認し、申請者に連絡する。
- ⑥ 審査者は、適合性判定機関の補正等の内容を含め対応の完了を確認し、消防同意に進む。



- ① 審査者は、確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下、「消防長等」という。）に同意を依頼する。
- ② 消防長等は、図書を確認し、審査結果を通知する。
- ③ 消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝える。
- ④ 申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。
- ⑤ 消防長等は、補正等が完了した場合は、同意した旨を通知する。



## <適合性判定>

⑥ 適合性判定機関は適合判定通知書の交付を行う。

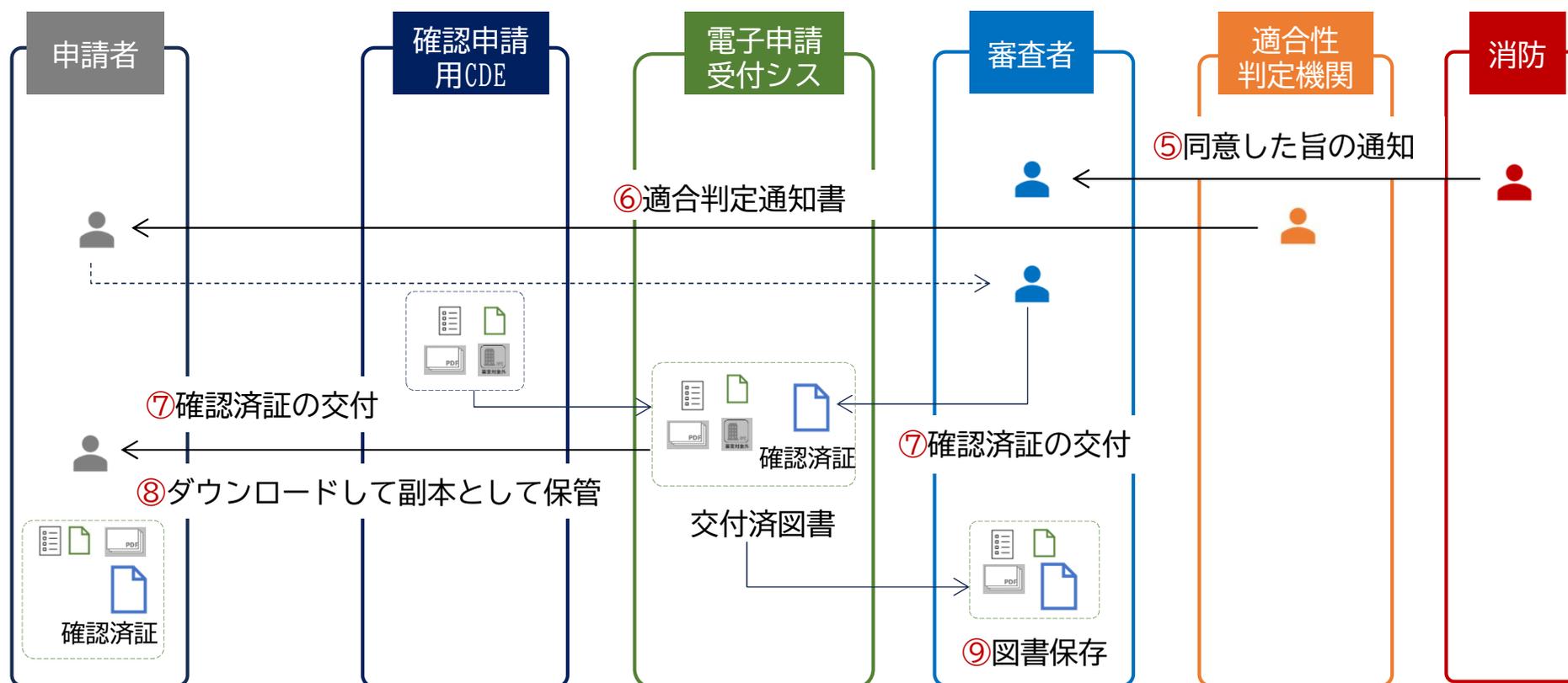
## <確認済証の交付>

⑦ 審査者は消防同意した旨の通知及び適合性判定の通知書受領後、確認済証を交付する。

⑧ 申請者は交付済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。

## <図書保存>

⑨ 審査者は、確認済証を交付したPDF形式の図書を正本として法定の期間保存する。



# BIM図面審査の 申請・審査環境の準備

---

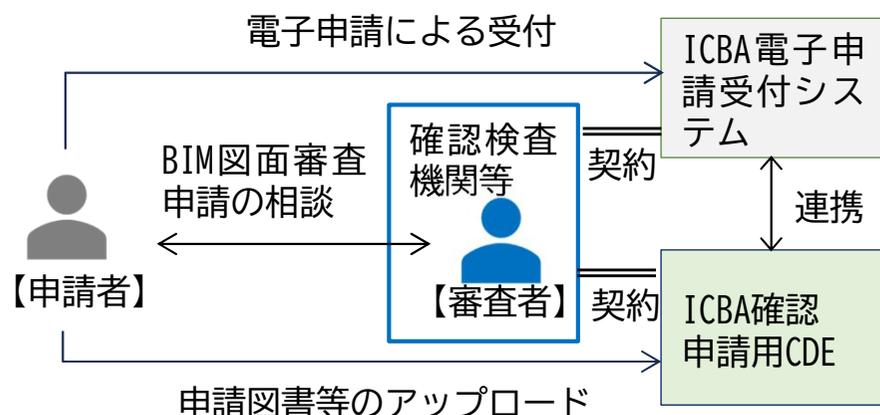
- BIM図面審査の申請・審査環境の準備
- ICBA確認申請用CDEについて

「(仮称)BIM図面審査 申請審査者用マニュアル(素案)」令和7年3月/建築BIM推進会議 審査TF  
IV. 審査者側の準備 (P47~50) 参照

- BIM図面審査では、確認検査機関等※1がICBA確認申請用CDE、若しくはこれらと同等の環境を準備する必要があります。
- ICBA確認申請用CDEでは、ICBA電子申請受付システム※2との連携した利用を標準としています。

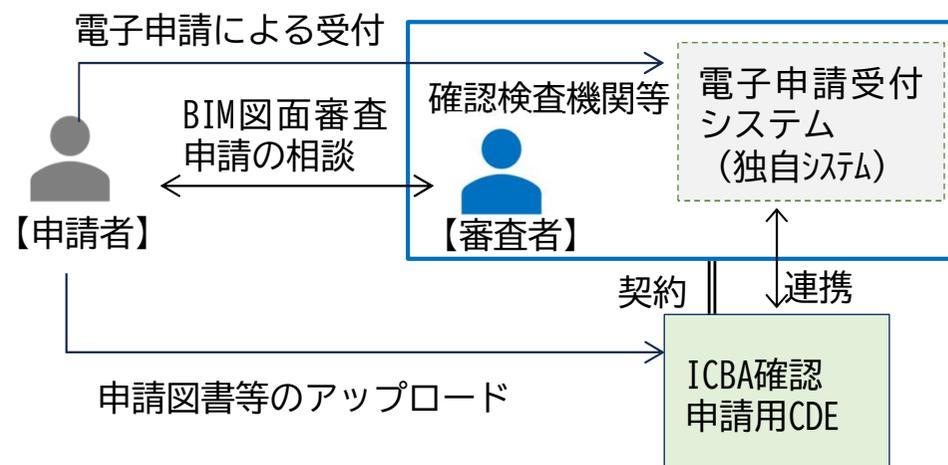
## <BIM図面審査による確認申請環境の例>

① ICBA電子申請受付システムを利用する場合  
(電子申請受付システムを持たない確認検査機関等の場合)



・ ICBA電子申請受付システム及びICBA確認申請用CDEのサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ

② 電子申請受付システムを持つ確認検査機関等の場合



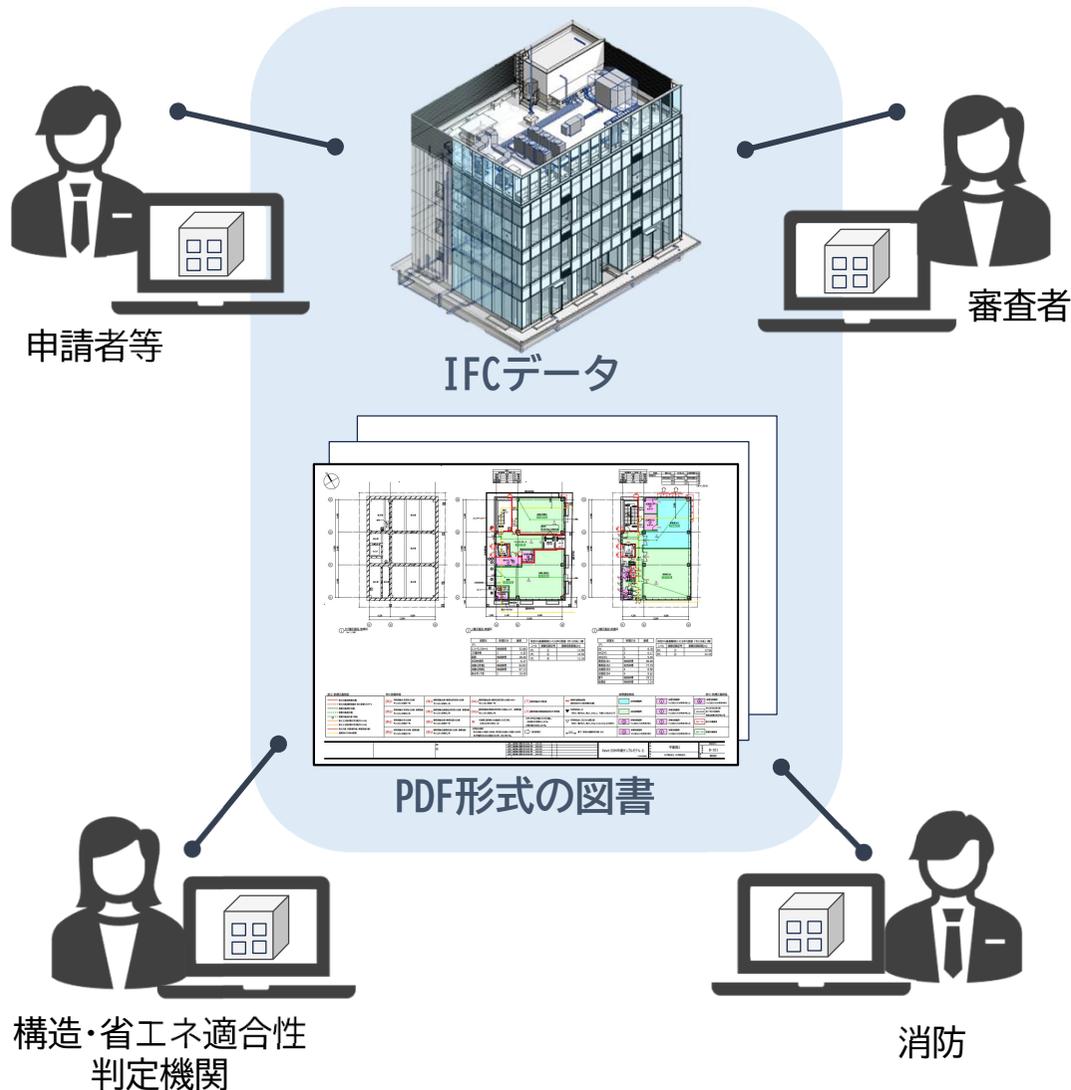
・ ICBA確認申請用CDEのサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ  
・ ICBA確認申請用CDEと連携するための電子受付システムのシステム改修等を行う

※1 指定確認検査機関及び特定行政庁

※2 一般財団法人建築行政情報センターにより整備された電子申請受付システム

- ICBA確認申請用CDEの基本機能は現時点では次のとおり予定されています。

## 確認申請用CDE



## 確認申請用CDEのイメージ

## 確認申請用CDE機能一覧（予定）

1	申請書情報閲覧機能（ICBA電子申請受付システム等より）
2	申請図書アップロード機能
3	申請図書ダウンロード機能
4	PDFデータ差分チェック機能
5	メール送信機能
6	プロジェクト管理機能
7	ファイルのバージョン管理
8	コミュニケーション機能（チャット等）
9	ビューイング機能（IFC, PDF, 画像）
10	マークアップ機能（PDF, 画像）
11	操作LOG機能
12	書類保管機能
13	ステータス設定機能
13	ユーザー管理機能
14	ユーザー認証機能
15	権限管理機能

出典：建築BIM推進会議HP 令和6年5月10日公開

「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用CDE」の仕様書 Ver 1.00 Rev 1.00a

## ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料  
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

### <申請（イメージ）>

- BIM図面審査を利用する場合は、受付情報（1面～6面の内容）は電子申請受付システムのフォームへ入力し、審査に必要なデータはCDEへアップロードします。

### 【案件登録】 受付システムへ登録

#### 受付システム 登録画面 (ICBA電子申請受付システムの画面例)

確認申請書 1面～6面の情報



### 【図書格納】 CDEへデータアップロード

#### CDE「データアップロードイメージ」画面

名称	ステータス	Ver.	サイズ	通知	フルロック	ロック	ロック設定
2階・3階平面図.pdf	コメント	増	261.6 KB				
2階・3階平面図2.pdf	コメント	増	260.5 KB				
4階・PH階平面図.pdf	コメント	増	241.9 KB				
ビット階・1階平面図.pdf	コメント	増	300.5 KB				
新築図.pdf	コメント	増	222.3 KB				
南・東立面図.pdf	コメント	増	225.1 KB				
配置図.pdf	コメント	増	391.6 KB				
北・西立面図.pdf	コメント	増					

IFCデータ



PDF形式の図書



申告書



## ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

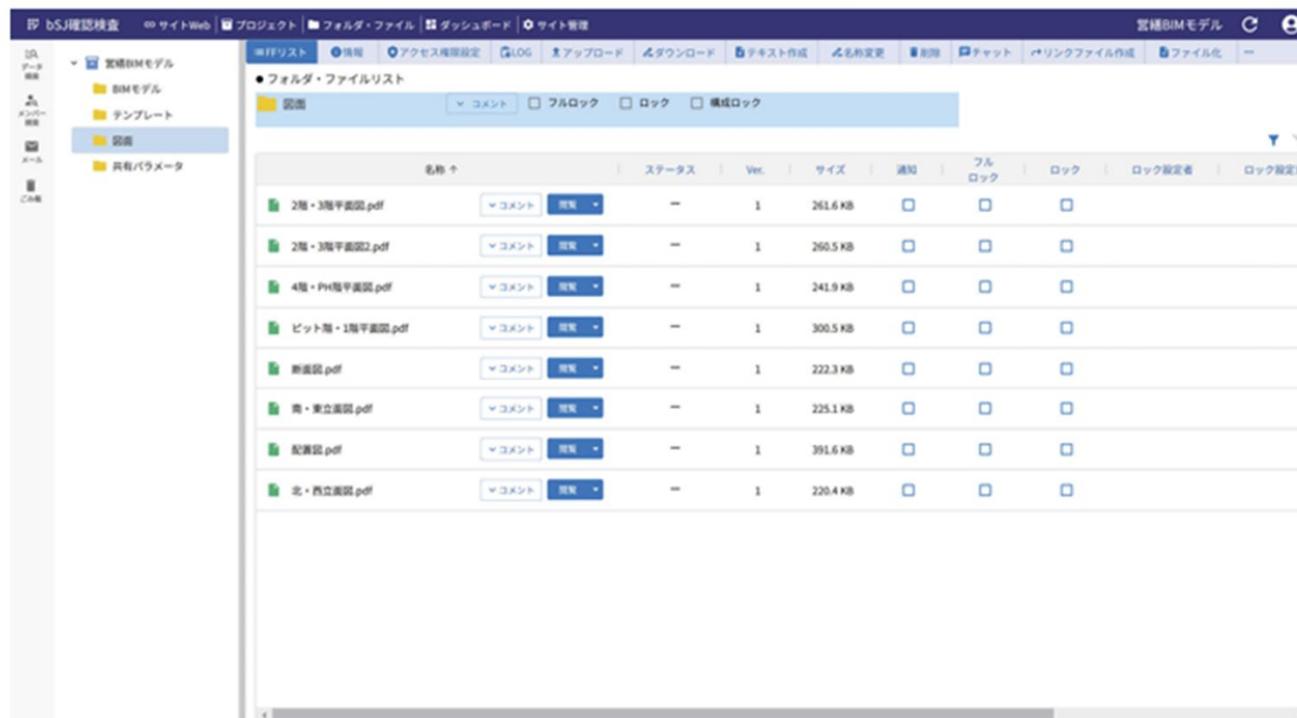
出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料  
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

### < 審査作業のイメージ（審査対象データの選択） >

- 審査対象となる案件は、ファイル・フォルダの一覧画面から選択します。

### 関係者で情報共有などを行うためのメイン画面

- ・ユーザの権限に応じて案件のフォルダ、あるいはファイルが表示される。
- ・必要に応じてアップロードやダウンロードを行う。
- ・IFCファイルやPDFファイルのビューイングはファイルを指定して行う。



## ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

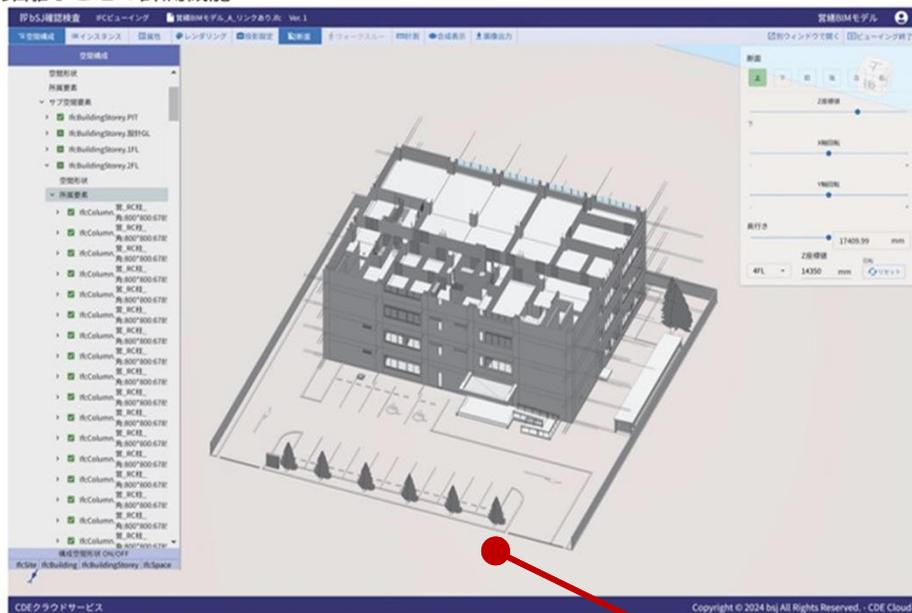
出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料  
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

<審査開始：審査作業のイメージ（3Dモデルによる全体像の把握）>

IFCデータを閲覧し、建造物の全体像を把握しながら図面を確認することができます。

### IFCファイルビューイングを行う画面

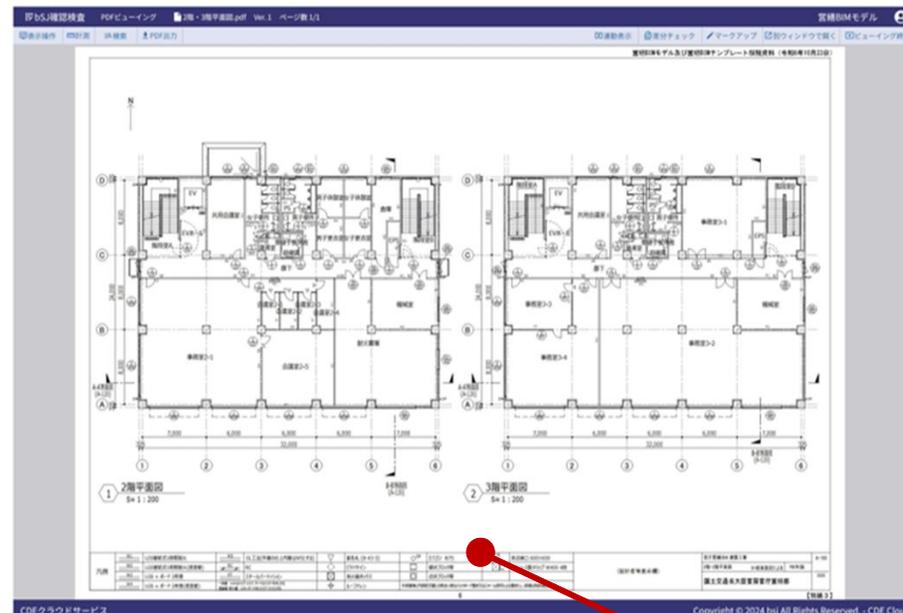
- ・見る方向を変更する機能、拡大・縮小の機能、任意の位置で軸方向に断面を切って表示する機能
- ・IFCデータの空間構成やオブジェクトのプロパティ情報を確認する機能
- ・2点間の距離などをの計測機能



3Dモデルを閲覧

### PDFファイルのビューイングを行う画面

- ・PDFファイルのビューイングを行う画面で、表示位置の移動や拡大縮小等の操作を行うとともに、2画面（2ファイル）の連動表示機能、複数画面表示機能、2点間の距離など簡単な計測機能を備える。



平面図を閲覧

出典：第21回建築BIM環境整備部会資料2-1（抜粋）

## ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

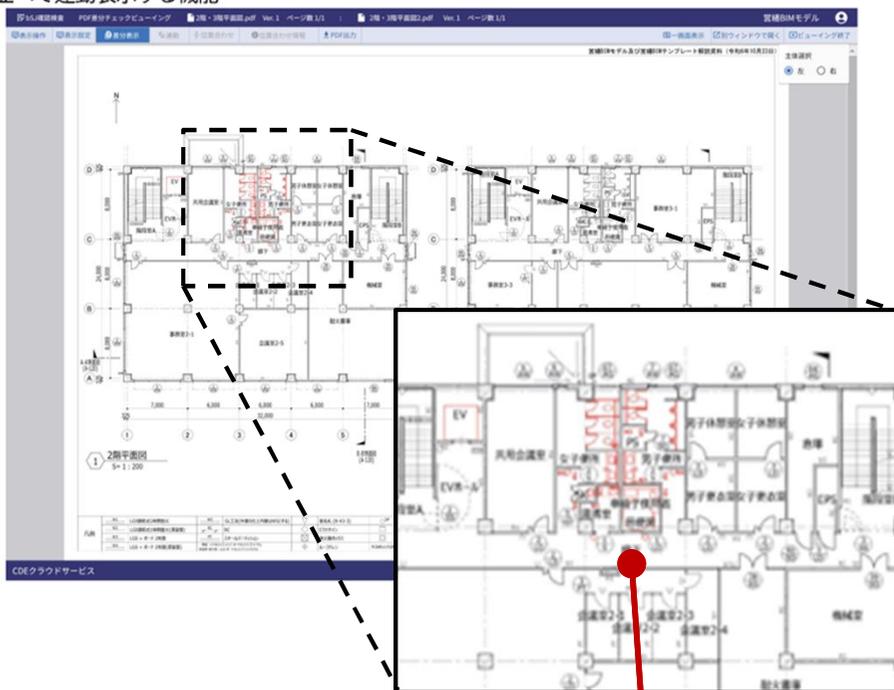
出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料  
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

### < 審査作業のイメージ（図面の確認・書き込み） >

- 2つの図面の差分を表示する機能や、PDFへ直接マークアップする機能を備えています。
- また、マークアップした記入者や日付でフィルタリングすることもできます。

### 2つのPDFファイルの差分を表示する画面

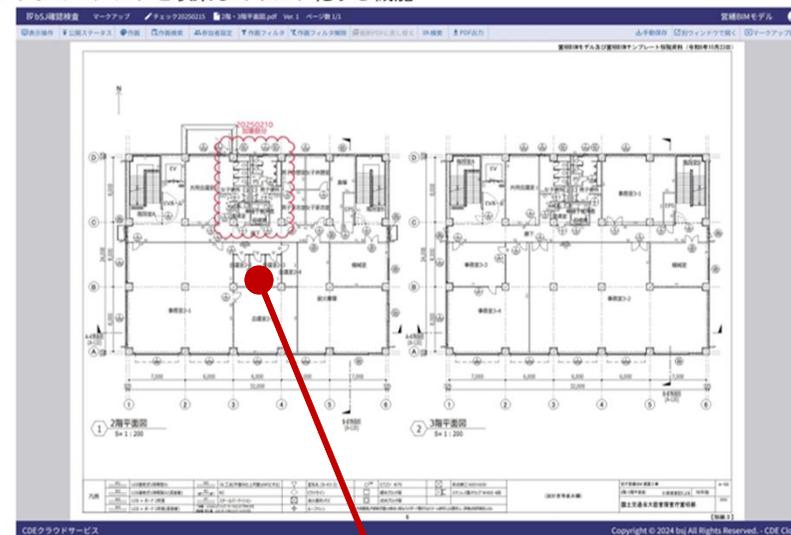
- ・ 2つのPDFファイルを比較した結果、「赤色」表示で異なる部分を示す機能
- ・ 左右に並べて連動表示する機能



2つの図面間の差分が  
赤く強調されている

### PDFファイルに対しマークアップする画面

- ・ 単体ページのPDFだけでなく、複数ページのPDFファイルにも対応し、マークアップの属性（記入者、色、日付等）でフィルタリングする機能
- ・ マークアップのコメントを収集してリスト化する機能



マークアップを属性情報でフィルタリングして表示している  
(例)  
20XX年〇月〇日に記入されたマークアップのみ表示

## ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

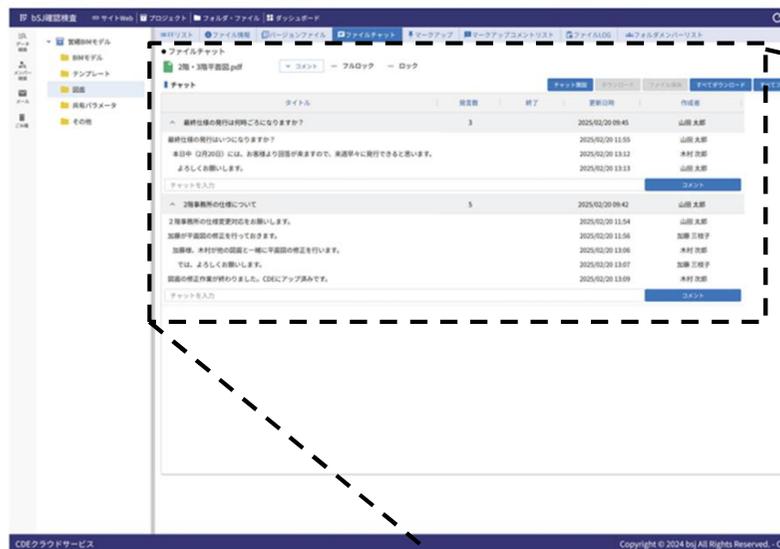
出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料  
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

<審査作業のイメージ（チャットによる内部・外部（申請者）とのやり取り）>

- チャット機能で、確認検査機関等内部の審査状況の連絡や、申請者へ指摘連絡などを行うことができます。

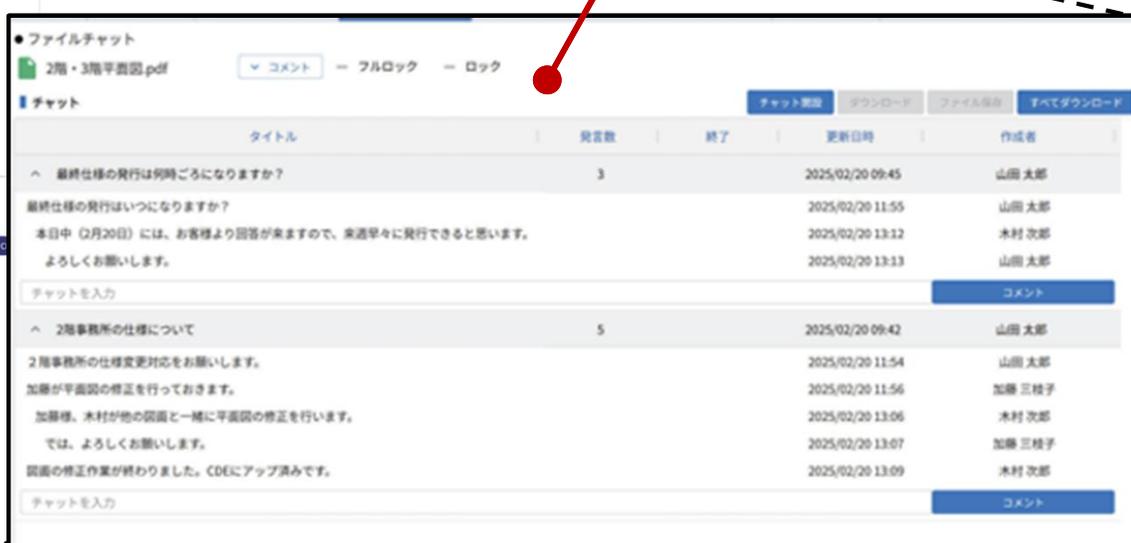
### 個々のファイルに対しチャットを行う画面

- ・ファイルチャットはツリー型チャットとする。
- ・チャット開設時に1ファイルを添付することができる。
- ・その他、リニア型のフォルダチャット機能、プロジェクトチャットの機能がある



**【やり取りのイメージ】**  
審査機関・適判機関・消防は、  
必要に応じてチャットにて審査者への指摘を行うことができる。

↓  
申請者はチャットを確認し指摘対応。  
対応が完了した旨をチャットで連絡する。  
※チャットの利用は必須ではない



出典：第21回建築BIM環境整備部会資料2-1（抜粋）

# BIM図面審査関係のツールなど

---

- BIM図面審査のためのガイドライン等と、その位置づけ
- 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）について
- BIM図面審査 申請審査者用マニュアル（素案）について
- その他参考資料について
- 【参考】支援ツール
- 建築GX・DX推進事業

## <ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ>

国土交通省

- 建築計画の申請・審査【建築基準法第6条関係】
- 確認申請書の様式【規則第1条の3関係】
- 確認審査等に関する指針【H19告示835号】

### 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン[イ-1]

➢ BIM図面審査の概要、入出力基準及び申告書、審査環境、申請・審査の手順、留意事項を示したもの

別紙 (実施ツール)	<b>入出力基準</b> ・ BIM図面審査で用いる、BIMデータの作成等に関する基準
	<b>入出力基準適合申告書</b> ・ BIM図面審査で用いる、入出力基準に従い図書の作成等を行ったことについて、設計者が申告を行う書類
	<b>確認申請図書表現標準</b> ・ BIM 由来の PDF 図書について使用を推奨する図表現の標準

●必要に応じ規則を改正  
BIM図面審査で必要となる図書等の位置づけ等

●必要に応じ告示を改正  
BIM図面審査で、一定の要件を満たす場合は、一部「整合性確認」が省略できること等の追記

●課長通知  
(技術的助言)  
➢ 改正主旨、ポイント  
➢ ガイドライン等の位置づけ、説明

(技術的助言でこの関係性を記述)

(参考テンプレートの位置づけをガイドラインに記述)

↓ (申請・審査の考え方をガイドラインから引用)

### 申請審査者用マニュアル

・ 申請・審査の手順等を示したもの

### ICBA確認申請用CDEマニュアル

・ 確認申請用CDEの使い方等を示したもの

### 支援ツール (部会・関係団体等が公開)

- 参考テンプレート
- サンプルモデル等
- ソフトウェアごとの用語読み替え表

- 建築確認における「BIM 図面審査」の方法・手順等について示すことを目的とした「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）」を建築BIM推進会議HPに公開しています。

建築確認における  
BIM 図面審査ガイドライン  
(案)

令和7年3月

建築BIM推進会議 審査TF

目次	
1 はじめに	1
1-1 背景	1
1-2 ガイドラインの目的	2
1-3 用語の定義	
1-4 適用範囲	
2 BIM 図面審査の概要	
2-1 BIM 図面審査の定義	
(1) 提出物	
(2) 申請及び審査の手	
(3) 審査環境	11
(4) 審査の範囲	11
(5) 整合性確認の省略	
2-2 BIM 図面審査の効果	
3 入出力基準、BIM 図面審査	
3-1 入出力基準	13
3-2 BIM 図面審査におけ	
3-3 BIM 図面審査におけ	
4 審査環境	13
○BIM 図面審査の審査環境	
5 申請及び審査の手順	
STEP 1 申請図書作成～申請	
○確認申請書様式作成	
○申請図書（図面）作成	
○申告書の作成・提出	
STEP 2 仮受付	
○審査、指摘事項の送付	
STEP 3 受付・指摘対応	
○受付	
○審査	
○審査結果の連絡・指摘	
○図書の補正等	
STEP 4 適合性判定	
○適合性判定	
STEP 5 消防同意・確認済	
○消防同意	
○適合性判定	11
○確認済証の交付	11
○図書保存	11
STEP 6 施工・工事監理・中間検査・完了検査	11
○施工・工事監理・中間検査・完了検査	11
6 留意事項	13
6-1 BIM 図面審査の対象について	13
○分野別の申請について	13
○計画変更及び軽微変更の申請について	13
6-2 BIM 図面審査の申請にかかる図書の作成について	13
○対象となる BIM ソフトウェアについて	13
○加算の要否とその特定方法について	14
○PDF 形式の図書データへの変換方法及びデータのルールについて	14
○IFC データへの変換方法及び IFC データのルールについて	14
○図書の補正等について	14
6-3 BIM 図面審査の審査について	15
○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について	15
○モデル閲覧の要否 方法・範囲について	15
○IFC データに不備がある場合の取扱いについて	15
○IFC データの根拠により疑義が生じた場合の取扱いについて	15
○ネイティブデータ利用の可否について	16
6-4 BIM 図面審査の図書保存について	16
○交付済データの保存環境について	16
○申告書の保存について	16
○IFC データの保存要否・方法等について	16

## 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）

### 0. 目次

#### 1. はじめに

- ・ガイドラインの背景や目的、用語の定義、適用範囲

#### 2. BIM図面審査の概要

- ・BIM図面審査の定義として、提出物や審査の手順等の概要（詳細な記載は別の章）
- ・BIM図面審査のポイントである、整合性確認の省略について

#### 3. 入出力基準、BIM図面審査における入出力基準適合申告書及び確認申請図書表現標準

- ・BIM図面審査の主要なツールに関する概要

#### 4. 審査環境

- ・BIM図面審査に求められる審査環境

#### 5. 申請及び審査の手順

- ・具体的な申請・審査のステップごとの手順

#### 6. 留意事項

- ・BIM図面審査におけるポイント

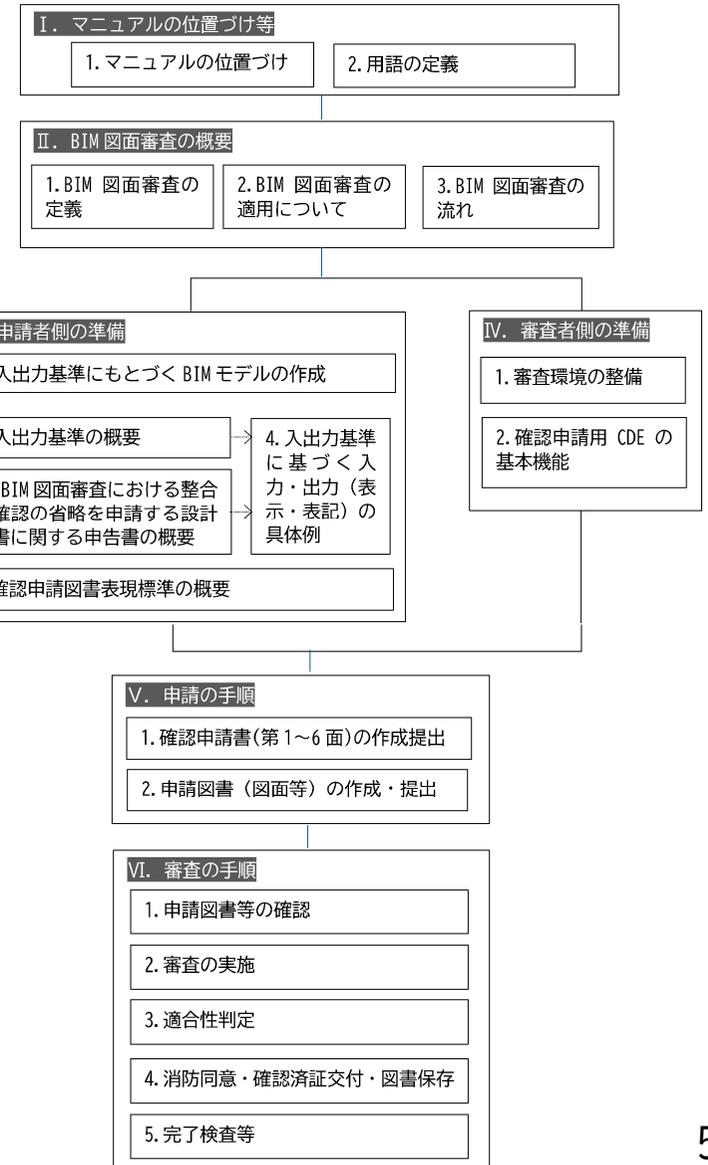
別紙1：入出力基準（案）

別紙2：BIM図面審査における入出力基準適合申告書（案）

別紙3：BIM 図面審査における確認申請図書表現標準（素案）

- BIM図面審査を行おうとする申請者（設計者）・審査者の実務的な解説書として、「(仮称)BIM図面審査 申請審査者用マニュアル（素案）」を建築BIM推進会議HPに公開しています。

## ● マニュアルの構成



(仮称)BIM 図面審査 申請審査者用マニュアル  
(素案)

(仮称) BIM 図面審査 申請審査者用マニュアル (案)

### 目次

はじめに	
I. マニュアルの位置づけ等	3
1. マニュアルの位置づけ	
2. 用語の定義	
II. BIM 図面審査の概要	11
1. BIM 図面審査の定義	
2. BIM 図面審査の適用について	
3. BIM 図面審査の流れ	
III. 申請者側の準備	21
1. 入出力基準に基づく BIM モデルの作成	
2. 「入出力基準」の概要	
3. 「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の概要	
4. 入出力基準に基づく入力・出力（表示・表記）の具体例	
5. BIM 図面審査における申請図書表現標準	
IV. 審査者側の準備	47
1. 審査環境の整備	
2. 確認申請用 CDE の基本機能	
V. 申請の手順	53
1. 「確認申請書様式」の作成・提出	
2. 申請図書（図面）の作成・提出	
(1) BIM 由来のデータの作成（BIM ソフトウェア）について	
(2) BIM 由来ではない付加された情報（2D 加筆）の取り扱いについて	
(3) BIM ソフトウェアからのデータの交換方法について	
(4) BIM 図面審査として受け付けられない場合について	
VI. 審査の手順	59
1. 申請図書等の確認	
(1) データ出力の確認について	
(2) IFC データの活用について	
2. 審査の実施	
3. 適合性判定	
4. 消防同意・確認済証交付・図書保存	
(1) 消防同意について	
(2) 適合性判定について	
(3) 確認済証の交付について	
(4) データの保存について	
5. 完了検査等	

令和7年3月

建築 BIM 推進会議 審査 TF

## ● 建築BIM推進会議HP

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html>

- 建築確認におけるBIM 図面審査ガイドライン（案）（令和7年3月）  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001882638.pdf>
  - 別紙1：入出力基準（案）（令和7年3月）  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001890391.pdf>
  - 別紙2：BIM図面審査における入出力基準適合申告書（案）（令和7年3月）  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001890392.pdf>
  - 別紙3：BIM 図面審査における確認申請図書表現標準（素案）（令和7年3月）  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001882641.pdf>
- (仮称)BIM図面審査 申請審査者用マニュアル（素案）（令和7年3月）  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001882642.pdf>
- 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）（令和6年7月）に対して行った意見照会の回答等については、第20回建築BIM環境整備部会を参照。  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000196.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000196.html)

## ● (一財) 建築行政情報センター (ICBA) HP 確認申請用CDEについて

- 問い合わせフォーム  
<https://gxdx.jp/member/contacts.html>
- 建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会  
<https://www.icba.or.jp/kenshuka/kousyu.html#1>

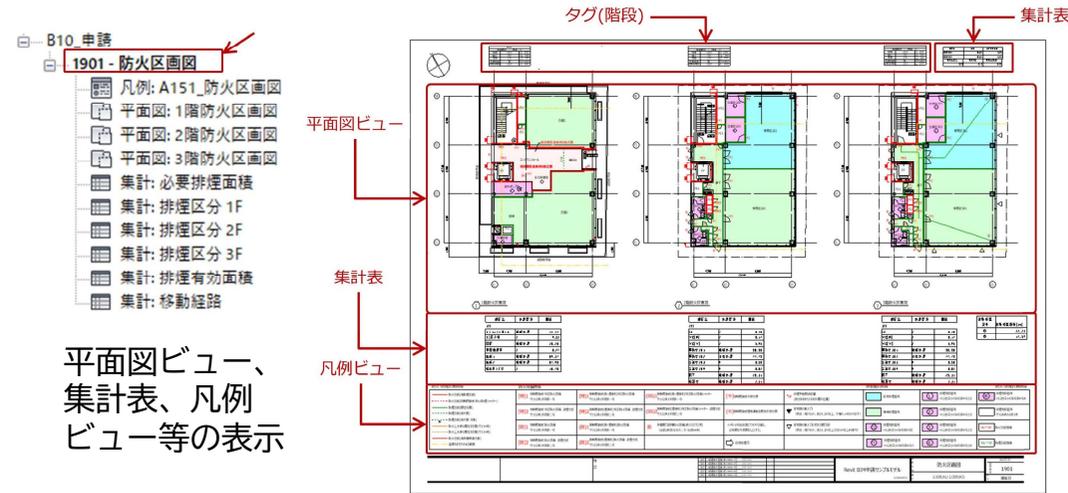
## <参考テンプレート>

入出力基準を満たしたBIMデータ作成（入力）及び図面等の表示（出力）が行えるよう、予め設定したBIMソフトウェア上の作業環境

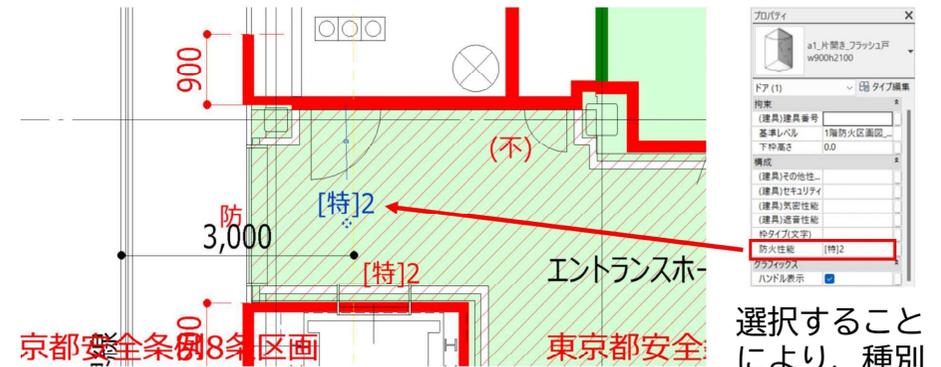
（ソフトウェアごとに意匠：4、構造：1、設備：5の計10種類を作成）

- 設計者がBIM図面審査に取組み易くするために作成したもの（参考テンプレートの利用は任意）
- 自社テンプレートを保有している場合には、その改善のための参考としてもよい

## 参考テンプレートによる防火区画図の例



## 参考テンプレートによる防火設備関係明示の例



[特]1 常時閉鎖式 特定防火設備 令112条19項第一号	(特)1 常時閉鎖式(熱・煙感知)特定防火設備 令112条19項第一号	(SS)1 常時閉鎖式(熱・煙感知)特定防火設備シャッター 令112条19項第一号	[不] 常時閉鎖式不燃性扉
[特]2 常時閉鎖式 特定防火設備 遮煙性能 令112条19項第二号	(特)2 常時閉鎖式(煙感知)特定防火設備 遮煙性能 令112条19項第二号	(SS)2 常時閉鎖式(煙感知)特定防火設備シャッター 遮煙性能 令112条19項第二号	(不) 常時閉鎖式遮煙自動閉鎖式不燃性扉
[防]1 常時閉鎖式 防火設備 令112条19項第一号	(防)1 常時閉鎖式(熱・煙感知)防火設備 令112条19項第一号	防 外壁開口部用防火設備(構入径φ250) (法第2条第9号のニD-法第64条)	※PFS-EPSは床裏にて水平区画。 床裏層の不燃性以上の層。
[防]2 常時閉鎖式 防火設備 遮煙性能 令112条19項第二号	(防)2 常時閉鎖式(煙感知)防火設備 遮煙性能 令112条19項第二号		自然開口部

## <サンプルモデル>

入出力基準を満たすよう入力したBIMデータの例

（ソフトウェアごとに意匠：4、構造：1、設備：5の計10種類を作成）

- BIM図面審査への申請が可能なBIMデータの例として作成したもの
- 申請者が整合性確認の省略を求める項目の一部を「一例」として選択し、作成したもの

### 注記

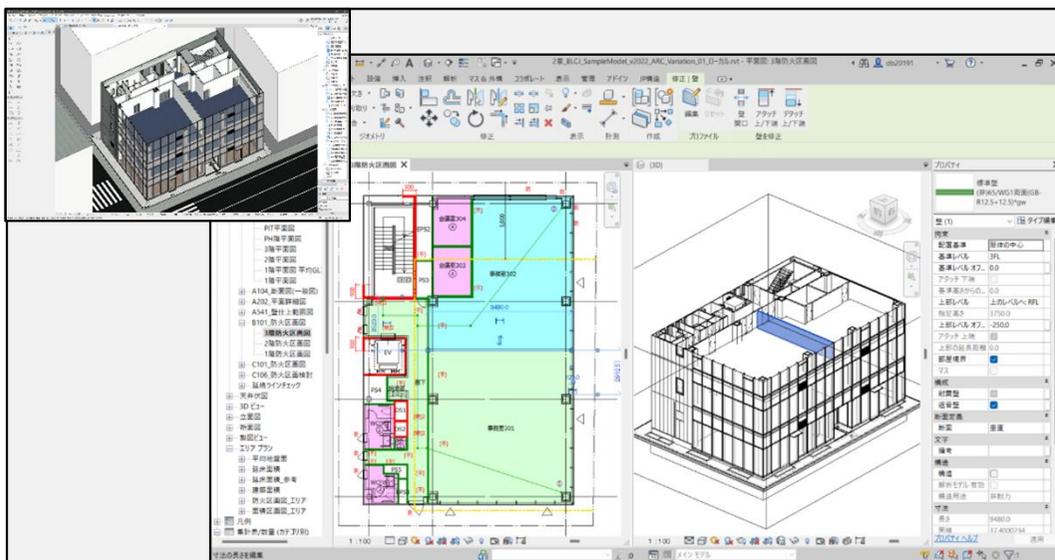
本サンプルモデルは、「設計BIMワークフローガイドライン」（建築設計三会）の「S3」レベルを想定したものです。また、BIM図面審査の理解を助けるための参考モデルですので、全ての法適合を満たすものではありません。

## ■ 公開しているサンプルモデル等

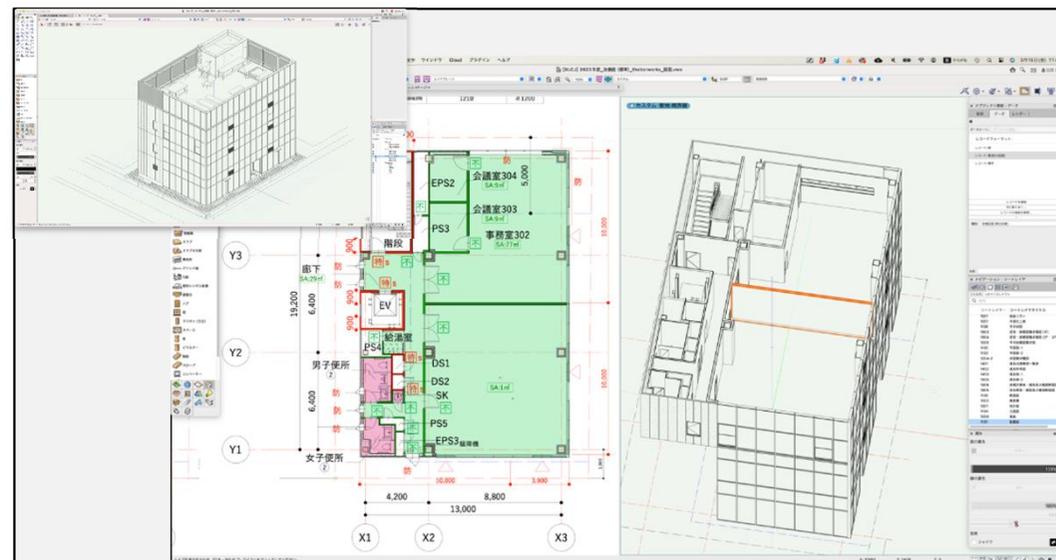
種別	BIMソフトウェア	ネイティブデータ	申請図PDF	参考IFCデータ	設計者チェックリスト記入例
意匠	Revit	○	○	○	○
	Archicad	○	○	○	○
	Vectorworks	○	○	○	○
	GLOOBE	○	○	○	○
構造	Revit	○	○	○	○
設備 (電気/機械)	Revit	○	○	○	○
	Rebro	○	○	○	—
	CADWe'll T-fas/Linx	○	○	○	—
	CADEWA Smart	○	○	○	—
	FILDER Ceed	○	○	○	—

# 支援ツール (サンプルモデル) 【参考】

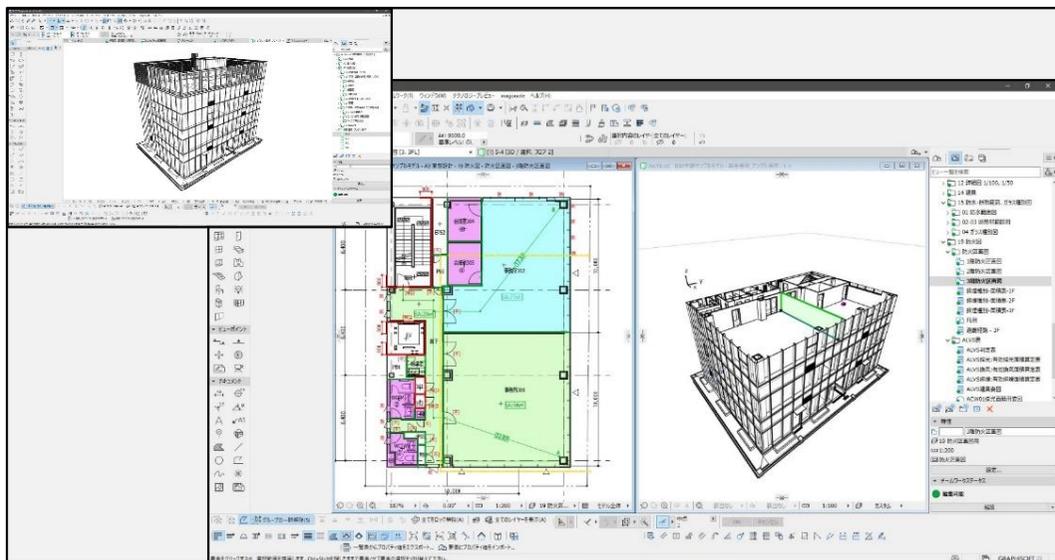
## ■ サンプルモデル (意匠) Revit



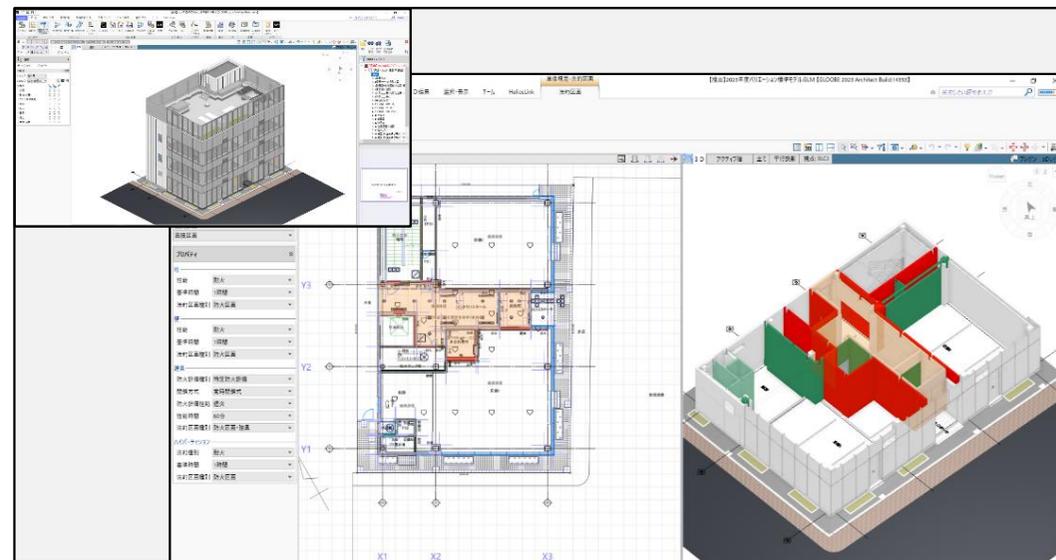
## Vectorworks



## Archicad



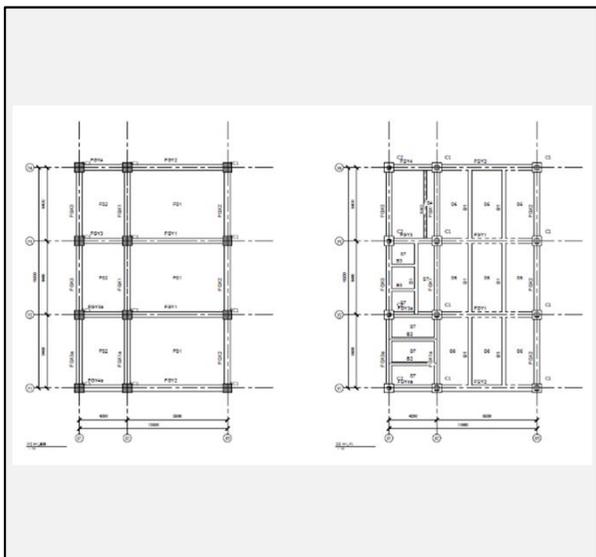
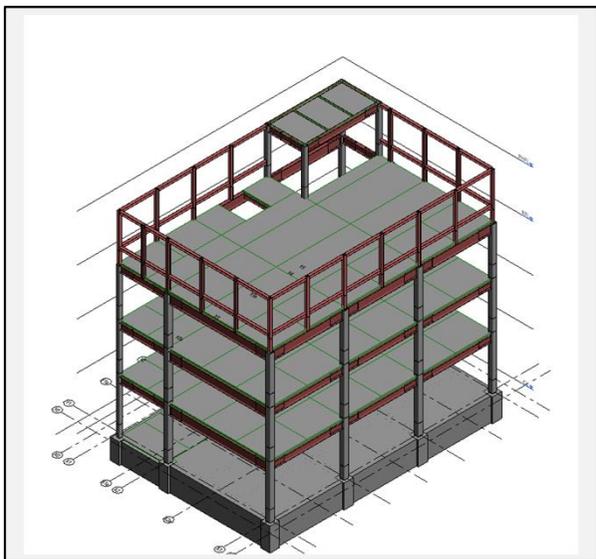
## GLOOBE



# 支援ツール (サンプルモデル) 【参考】

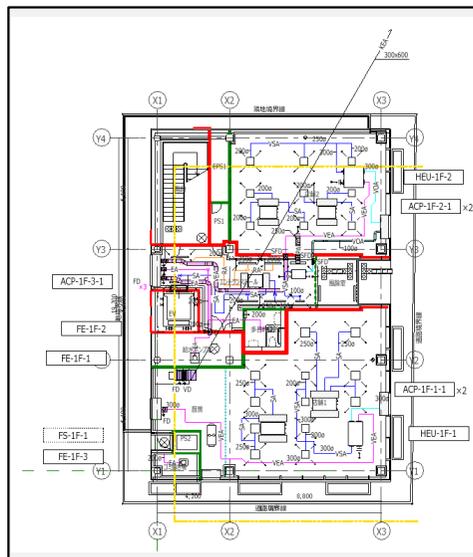
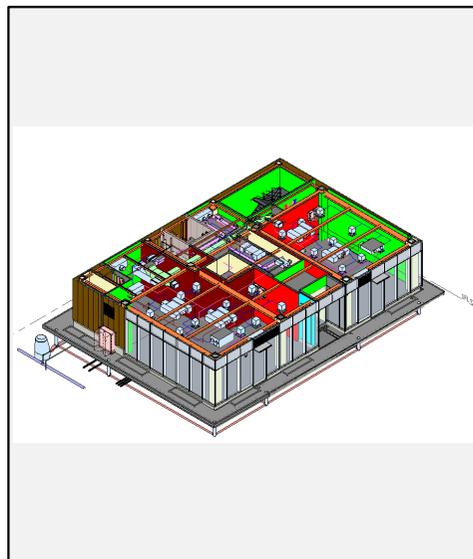
## ■ サンプルモデル (構造)

Revit

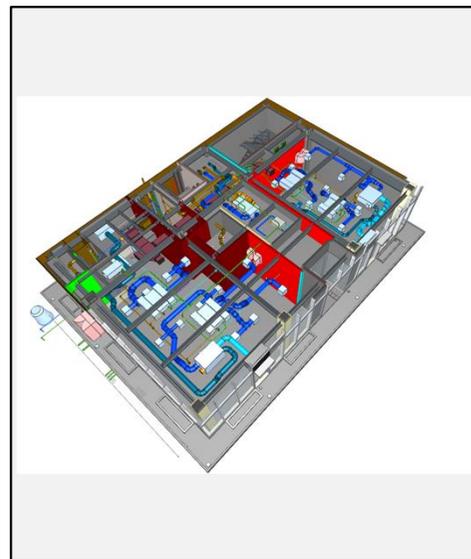


## ■ サンプルモデル (設備)

Revit



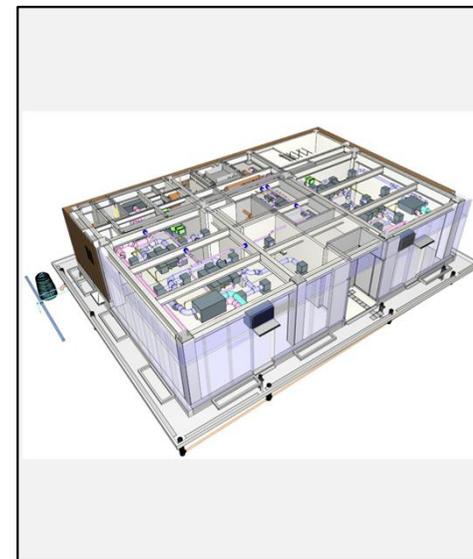
Rebro



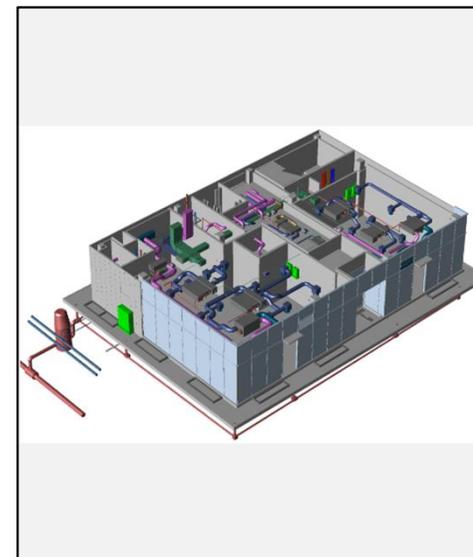
CADEWA Smart



CADWe' ll Linx



FILDER CeeD



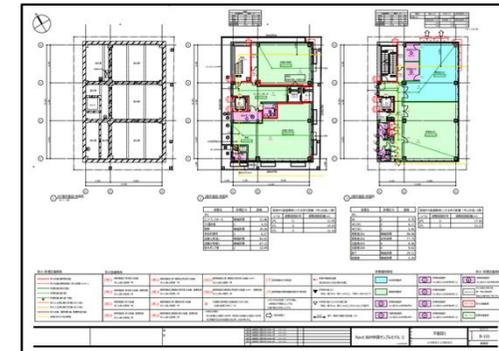
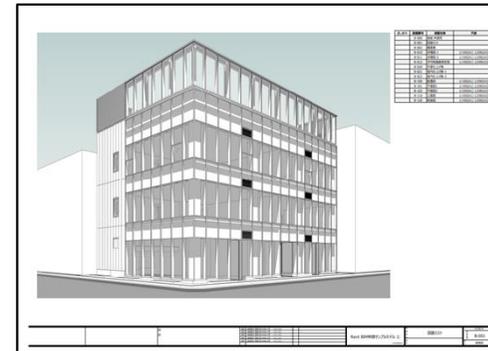
<サンプルモデルより出力した確認申請図>  
 入出力基準を満たすよう出図した申請図例

- ・各サンプルモデルのデータから出力可能な図面を、参照し易いようにPDF出力して公開したもの

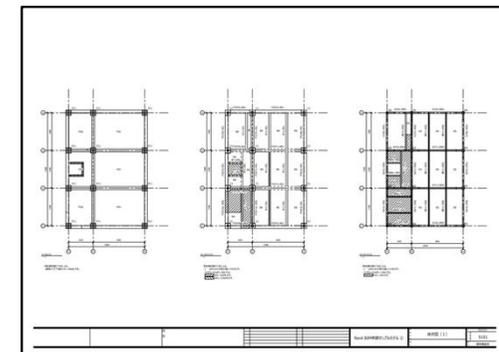
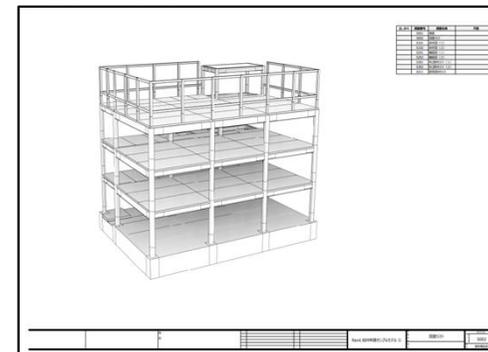
注記

入出力基準に関連する図面のみを出力しており、確認申請に必要な図面を全て揃えたものではありません。

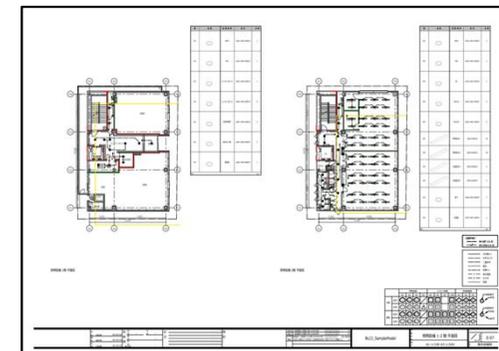
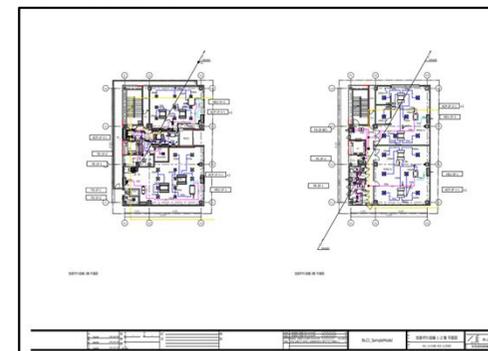
■ 公開している確認申請図例  
 意匠図



構造図



設備図





## < サンプルモデルパラメータに関する補足説明資料 > 関連パラメータのソフトウェア間の対応表

・各サンプルモデルにおいて、整合性確認を省略できる項目に対して、データ作成をどのように行ったかを、その違いが分かるよう使用したBIMソフトごとにまとめたもの

### ■ 公開しているサンプルモデルパラメータに関する補足説明資料(一部)

注記

・サンプルモデルによっては、パラメータの値を入力せず、オブジェクト等により対象となるデータを作成しています。その場合は、該当する各欄に「※オブジェクト」のようにパラメータを利用していないことを※印で示しています。

・BLCJ BIMオブジェクト標準Ver2.0のパラメータ名には、まだ一般公開されていないものが含まれています。

オブジェクトカテゴリ		パラメータ名							入出力基準に従って作成することで、図書の整合が担保される事項 細目																			
Revit オブジェクト カテゴリ	ArchiCad 分類 (ArchiCad分類v-2.0)	Globe オブジェクト カテゴリ	VectorWorks オブジェクト カテゴリ	Revit サンプルモデル パラメータ名	ArchiCad サンプルモデル パラメータ・プロパティ名	Globe サンプルモデル パラメータ名	VectorWorks サンプルモデル パラメータ名	BLCJ BIMオブジェクト標準Ver2.0 パラメータ名	敷地境界線	方位	通り芯	外壁	軒、 ひさし等	開口切替	各室の用途	各階基準階	各階の床・軒・ひさし・屋根	建築基準法	防火区画等	防煙壁による区画	開口部	防火設備	非常用出入口等	令第12条第1項	令第126条第1項			
レベル	※システム上のパラメータ	階設定	ストーリー	高さ基準	フロア設定(高度)	※オブジェクト	ストーリーの高さ	高さ基準																				
レベル	※システム上のパラメータ	階設定	ストーリー	高さ	フロア設定(階高)	階高	レベルタイプ	高さ																				
レベル	※システム上のパラメータ	階設定	ストーリー	名前	フロア設定(名前)	階	レベルタイプ	名前																				
レベル	※システム上のパラメータ	階設定	レベル基準線	※オブジェクト	フロア高度線	※オブジェクト	レベル基準線スタイル	-																				
床等	スラブ等	スラブ・床仕上げなど	スラブ	※オブジェクト	※要素	※オブジェクト	※オブジェクト	-																				
窓	窓	障子	窓	窓	防火性能	法規	防火	防火性能																				
防火対策	※ラベル	※汎用壁	※汎用壁	データタグ	※連動する凡例	※汎用壁	※連動する凡例	-																				
廊下	スペース	防煙区画	スペース	スペース	排煙区画区分及び告示	排煙区画	排煙区画区分及び告示	-																				
廊下	スペース	スペース	スペース	スペース	スペース	配置フロア	高さ	高さ																				
廊下	スペース	スペース	スペース	スペース	名前	ゾーン名	名称	名称																				
廊下	スペース	廊下	廊下	廊下	見切縁	見切縁	見切縁	見切縁																				
廊下	スペース	巾木	スペース	スペース	巾木	巾木	巾木	巾木																				
廊下	スペース	天井高	天井高	天井高	天井高	天井高	天井高	天井高																				
廊下	スペース	内部天井仕上	スペース	天井	天井	天井	天井	天井																				
廊下	スペース	内壁仕上	スペース	壁	壁	壁	壁	壁																				
廊下	スペース	床仕上	スペース	床	床	床	床	床																				
廊下	スペース	内部天井仕上	スペース	天井	天井	天井	天井	天井																				
廊下	スペース	床仕上	スペース	床	床	床	床	床																				
廊下	スペース	壁・内壁仕上	スペース	壁	壁	壁	壁	壁																				
廊下	スペース	スペース・内壁仕上	スペース	内装制限(壁)	内装制限(壁)	内装制限(壁)	内装制限(壁)	内装制限(壁)																				
廊下	スペース	スペース・内部天井仕上	スペース	内装制限(天井)	内装制限(天井)	内装制限(天井)	内装制限(天井)	内装制限(天井)																				
廊下	スペース	スラブ	スペース	スラブ	スラブ	スラブ	スラブ	スラブ																				
廊下	スペース	床高	スペース	床高	床高	床高	床高	床高																				
廊下	スペース	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積																				
廊下	スペース	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積																				
プロジェクト基準点	※システム上のパラメータ	方位	太陽光設定	真北の角度	プロジェクトの北	方位	角度	-																				
通り	※通り芯	通り芯	グリッド線	通り芯名前	通り芯名前	通り芯名前	通り芯名前	通り芯名前																				
通り	※通り芯	通り芯	グリッド線	※オブジェクト	※要素	※オブジェクト	※オブジェクト	-																				
ドア・窓	ドア・窓	障子	障子	障子	障子	障子	障子	障子																				
ドア・シャッター	ドア	障子	障子	障子	障子	障子	障子	障子																				
ドア・窓	ドア・窓	障子	障子	障子	障子	障子	障子	障子																				
ドア・窓	ドア・窓	障子	障子	障子	障子	障子	障子	障子																				
手すり	手すり	手すり	手すり	手すり	手すり	手すり	手すり	手すり																				
注釈	※ラベル	階設定	注釈	注釈	注釈	注釈	注釈	注釈																				
注釈	※ラベル	汎用オブジェクト	注釈	注釈	注釈	注釈	注釈	注釈																				

## <ソフトウェアごとの用語読み替え表>

ソフトウェアごとに入出力基準の用語に対応する用語を整理

・ 入出力基準の用語と各ソフトウェアにおける用語が異なる場合があるため、主として設計者の理解を助けるために作成したもの

## ■ 公開している用語読み替え表（一部）

ここで示した支援ツール【参考】は、BIMライブラリ技術研究組合のHP ([https://blcj.or.jp/sample\\_form](https://blcj.or.jp/sample_form)) で公開されています。ただし、参考テンプレートの一部は、BIM GATE(建築設計三会)のHP (<https://bimgate.jp/colum/2160/>) で公開されています。

番号	入出力基準		ソフト	ソフト側の読み替え	
	入出力基準に準拠し作成する上で、留意事項の発生が予想される事項	読み			入出力の方法
B-001	敷地境界線	正射状 立降架 線(道路境界線、敷地境界線などの別)の中心線と注釈地境界線	入出力基準参照	Revit	敷地境界線の種別は属性情報として入力することができないため、各図面に二次元加算で表記する。立面図および断面図一の敷地境界線の形状は二次元加算で表記する。
				ArchCAD	標準機能では該当するオブジェクトが無いため、該当する図面間で連続する通り線ツールやシェパードを用いて入力する。オブジェクトで敷地境界線を作成する場合は「アライズを塗りオブジェクト」で作成して各図面間の整合を確保する。それ以外のやり方では各辺の長さの属性情報は取得できないので二次元加算で表記する。
				Vectorworks	敷地境界線の種別は属性情報として入力することができないため、各図面に二次元加算で表記する。立面図および断面図一の敷地境界線の形状は二次元加算で表記する。
				GLOBE	種別は、境界線オブジェクトで敷地境界・地盤オブジェクトの外周線に属性情報として入力し、敷地境界は、複数用途地域時には、用途地域オブジェクトごとに計算が行われる。
B-002	方位	-	入出力基準参照	Revit	標準機能では方位オブジェクトが無いため、回転角度を入力する事で図面北より向きが回転する一般注釈オブジェクトを用いる事で対応する。
				ArchCAD	物にソフト特有の読み替えは無いが、方位オブジェクトは「プロジェクト」の北に設定をアタキにすること。
				Vectorworks	ソフト特有の読み替えは無い。
				GLOBE	ソフト特有の読み替えは無い。
B-003	通り芯	正射状 芯線 の中心線	入出力基準参照	Revit	断面図や立面図の切断面と直交していない「通り芯」は表示することができないため、その部分は二次元加算表示・表記する。
				ArchCAD	ソフト特有の読み替えは無い。
				Vectorworks	ソフト特有の読み替えは無い。
				GLOBE	ソフト特有の読み替えは無い。
B-004	外壁	正射状 芯線	入出力基準参照	Revit	ソフト特有の読み替えは無い。
				ArchCAD	ソフト特有の読み替えは無い。
				Vectorworks	ソフト特有の読み替えは無い。
				GLOBE	物にソフト特有の読み替えは無いが、材質によっては仕上げオブジェクトを利用することあり。
B-005	軒、 D/S等	正射状 芯線	入出力基準参照	Revit	ソフト特有の読み替えは無い。
				ArchCAD	ソフト特有の読み替えは無い。
				Vectorworks	ソフト特有の読み替えは無い。
				GLOBE	物にソフト特有の読み替えは無いが、仕様によっては3Dカタログ部品や汎用オブジェクトを利用することあり。
B-006	開口切壁	正射状 芯線	入出力基準参照	Revit	ソフト特有の読み替えは無い。
				ArchCAD	ソフト特有の読み替えは無い。
				Vectorworks	ソフト特有の読み替えは無い。
				GLOBE	ソフト特有の読み替えは無い。
B-007	各室の用途	正室名等	入出力基準参照	Revit	ソフト特有の読み替えは無い。
				ArchCAD	ソフト特有の読み替えは無い。
				Vectorworks	ソフト特有の読み替えは無い。
				GLOBE	確認申請書第五面の「用途」は、床面積図面オブジェクトに属性情報として入力し、階ごとに用途別床面積計算を行う。
B-008	各階基準線	正射状 芯線 の中心線 と各階基準線の中心線	入出力基準参照	Revit	ソフト特有の読み替えは無い。
				ArchCAD	各階基準線の形状、符号はフロア高度の表示設定を用いる。
				Vectorworks	ソフト特有の読み替えは無い。
				GLOBE	階設定にて設定を行う。物にオブジェクトを使う必要はない。
B-009	各階の北・軒・D/S 位置(天井のない場合、階層)	正射状 芯線 の中心線 と各階基準線の中心線 と各階の各部分の高度	入出力基準参照	Revit	階層面・平均地盤算定書で算出した数値と、立面図等に表示するレベルを設定するオブジェクトは連動させる事ができないため、手動で数値を整合させる必要がある。
				ArchCAD	階層面・平均地盤算定書で算出した数値と、立面図等に表示するレベルを設定する基準線は連動させる事ができないため、手動で数値を整合させる必要がある。
				Vectorworks	階層面・平均地盤算定書で算出した数値と、立面図等に表示するレベルを設定する基準線は連動させる事ができないため、手動で数値を整合させる必要がある。
				GLOBE	物にソフト特有の読み替えは無いが、必ず階層チェック機能を使い作成する(平均地盤算定機能など)

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

## ● 補助要件

### <BIM活用型>

- ・ 次の要件に該当する建築物であること。
  - ▶耐火/準耐火建築物等   ▶省エネ基準適合
- ・ 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- ・ 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- ・ 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- ・ 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

### <LCA実施型>

- ・ LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
- ・ 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと。

## ● 補助額等

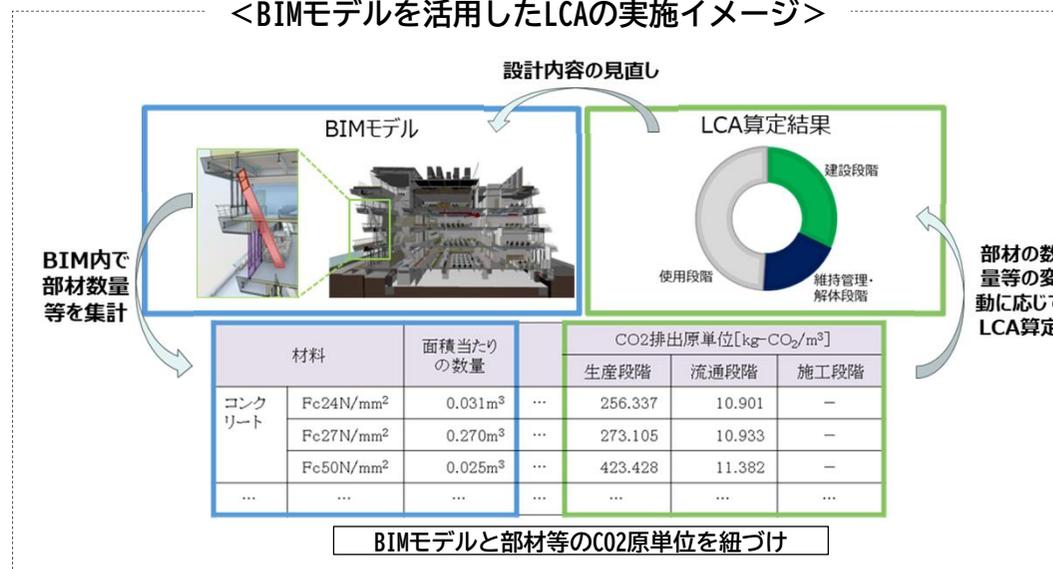
### <BIM活用型>

- ・ 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

### <LCA実施型>

- ・ LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
  - BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円/件
  - BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円/件
- ※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

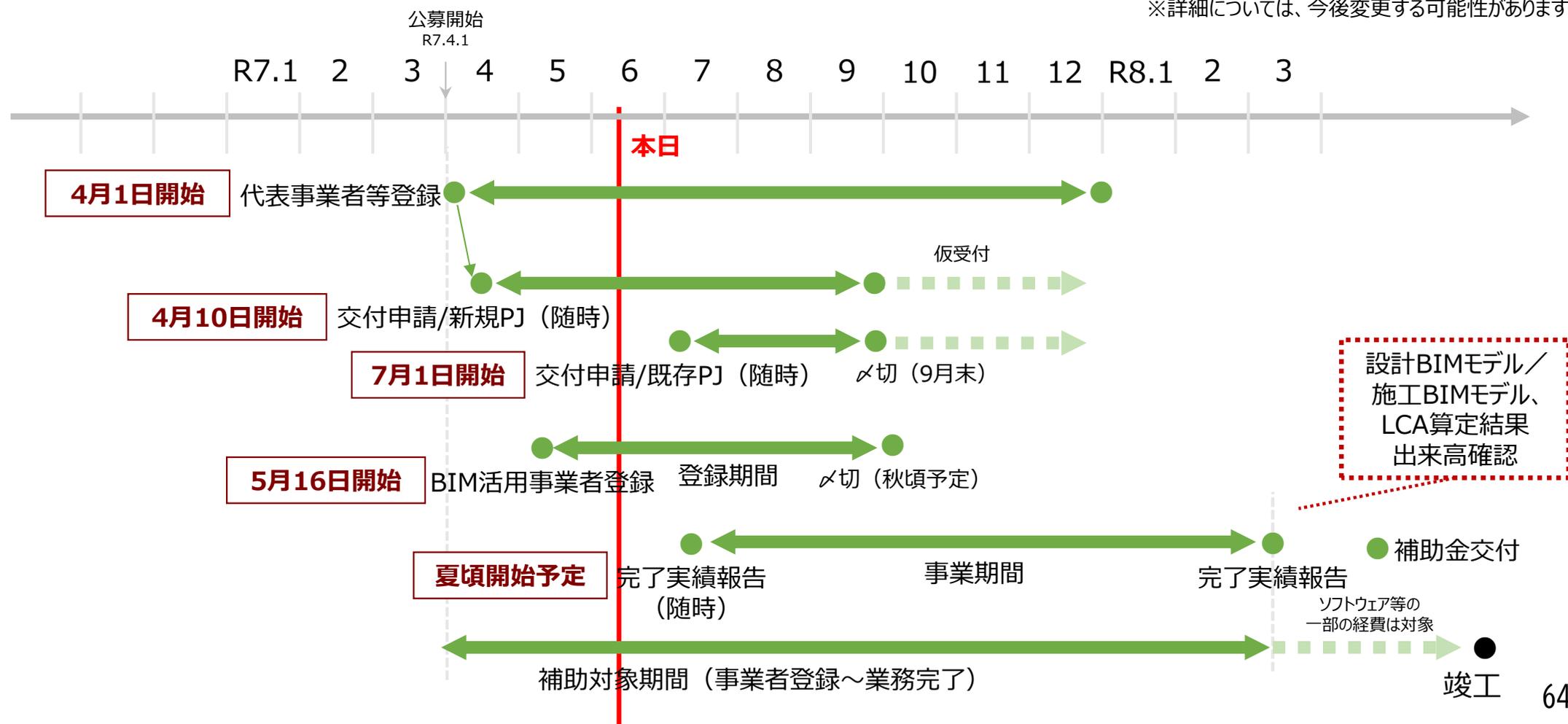
### <BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ>



- 代表事業者等※1の登録は開始しております。令和7年12月末までに代表事業者等の登録を行い、準備が整ったプロジェクトから随時交付申請を行って下さい。
- 補助対象となるのは、代表事業者等登録から事業者毎の完了実績報告までに発生した費用です。
- 完了実績報告までに作成した設計BIMモデル又は施工BIMモデル、LCA算定結果等により出来高を確認し、補助金を交付します。

※1 代表事業者等：BIM活用型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、LCA実施型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者です。

※詳細については、今後変更する可能性があります



# 今後のスケジュール

---

- BIM図面審査開始までのスケジュール(予定)
- みなさまへ

# BIM図面審査開始までのスケジュール(予定)

	R6年度まで	R7年度				R8年度以降
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
BIM図面審査 制度の整備			<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">本日</div>		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">BIM図面審査開始 (R8年4月1日予定)</div>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>★BIM図面審査ガイドライン (案)</li> <li>★入出力基準 (案)</li> <li>★入出力基準適合申告書 (案)</li> <li>★確認申請図書表現標準 (素案)</li> <li>★BIM図面審査マニュアル (素案)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>★建築基準法上の対応方針公表 (施行規則、告示等の改正を予定)</li> <li>★事前公表版</li> <li>★事前公表版</li> <li>★事前公表版</li> <li>★事前公表版</li> <li>★案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★初版</li> <li>★初版</li> <li>★初版</li> <li>★初版</li> <li>★初版</li> </ul>	
			★制度説明会実施		※あわせて制度説明会の実施を予定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             制度説明動画 オンライン配信           </div>	
確認申請用 CDE (ICBA)		★説明会実施 (5/22)		★料金体系策定予定 (8月) ★説明会実施 (8/28)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             運用準備 (ユーザー側)           </div>	
				★説明会実施 (10月) ★WEBポータル開設 (10月)		

- 申請者の皆様へ
  - 設計業務でのBIM活用を進めるとともに、ぜひBIM図面審査制度の利用を検討してください
  - BIM図面審査制度を利用されたい方は、建築BIM推進会議のHP等を閲覧し、制度の理解を進めてください
  
- 審査者の皆様へ
  - BIM図面審査制度を円滑に開始するため、当初よりBIM図面審査制度に対応されたい場合は、申請・審査環境などの準備を進めてください